

日本財団助成 自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の
意思決定支援モデル事業（略称：意思決定支援モデルプロジェクト）

令和 5 年度 第 3 回全体委員会

日時：令和 6 年 3 月 19 日（火）13：00～15：00（最大）

会場：豊田市福祉センター及びオンライン（zoom）

議 事 次 第

1. 開会

- 資料確認
 - 熊田委員長あいさつ
 - 本日の出欠状況
- } 5 分（13:00～13:05）

2. 議事

（1）令和 5 年度のプロジェクト進捗状況等について

- 「豊田市地域生活意思決定支援事業」の進捗（報告）
- 各ワーキング・グループの進捗（報告）
- 意見交換

} 45 分
（13:05～13:50）

（2）令和 5 年度のシンポジウムについて

- 開催結果（報告）
- 意見交換

} 30 分
（13:50～14:20）

（3）次年度の各 WG の取組と各種予定について（協議）

} 30 分
（14:20～14:50）

3. その他

資 料

- 1 全体委員会名簿
- 2 説明資料
- 3 令和 5 年度意思決定支援実践シンポジウムチラシ
- 4 令和 5 年度第 2 回全体委員会議事録

2023 年度 日本財団助成 自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の
意思決定支援モデル事業（略称：意思決定支援モデルプロジェクト）

意思決定支援モデルプロジェクト全体委員会

全体委員会 委員名簿

氏名	所属
木本 光宜	特定非営利活動法人ユートピア若宮 理事長
◎熊田 均	愛知県弁護士会／熊田法律事務所弁護士
阪田 征彦	障がい者支援施設むもん 施設長
中根 成寿	株式会社 SMIRING 代表取締役
長坂 俊成	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授
長澤 幸祐	愛知県弁護士会／長澤幸祐法律事務所 所長
永田 祐	同志社大学 社会学部 教授
○名川 勝	一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク 代表理事
三井 克哉	特別養護老人ホームくらがいけ 施設長
水谷 晶子	市民代表
枡方 瑞恵	公益財団法人日本財団
八木 将仁	豊田市社会福祉協議会 暮らし応援課長
山下 陽子	愛知県弁護士会／今池法律事務所弁護士

（敬称略、五十音順。◎は委員長、○は委員長代理。）

事務局兼委員

氏名	所属
安藤 亨	豊田市 福祉総合相談課 権利擁護支援担当長
水島 俊彦	一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク 副代表理事
森地 徹	一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク 理事・事務局長

豊田市出席者

氏名	所属
大内 紀哉	豊田市 福祉総合相談課長
加藤 良典	豊田市 福祉総合相談課 権利擁護支援担当 担当長

オブザーバー

公益財団法人日本財団

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）

第3回 意思決定支援モデルプロジェクト 全体委員会 会議資料

令和6年3月19日
意思決定支援モデルプロジェクトチーム

- 会議では「〇〇さん」と呼び合いましょう（「先生」等は禁止です）。
- 「ご本人」中心で考えましょう。
- 「専門用語」は、わかりやすく言い換えましょう。
 - ・ 分かりにくい用語は、いつでも何度でも確認、質問してください。
 - ・ わかりやすさの標準レベルは、「中学生が聞いてもわかるくらい」とします。
- 1回につき3分以内で発言するようにしましょう。
 - ・ 時間を超えた場合には委員長より調整させていただくことがあります。
- 委員全員が発言できるようにお互いに考えましょう。
 - ・ 合理的配慮が必要な場合にはお申し出ください。
 - ・ 記録用にZoomで録画しますので、予め御了承ください。

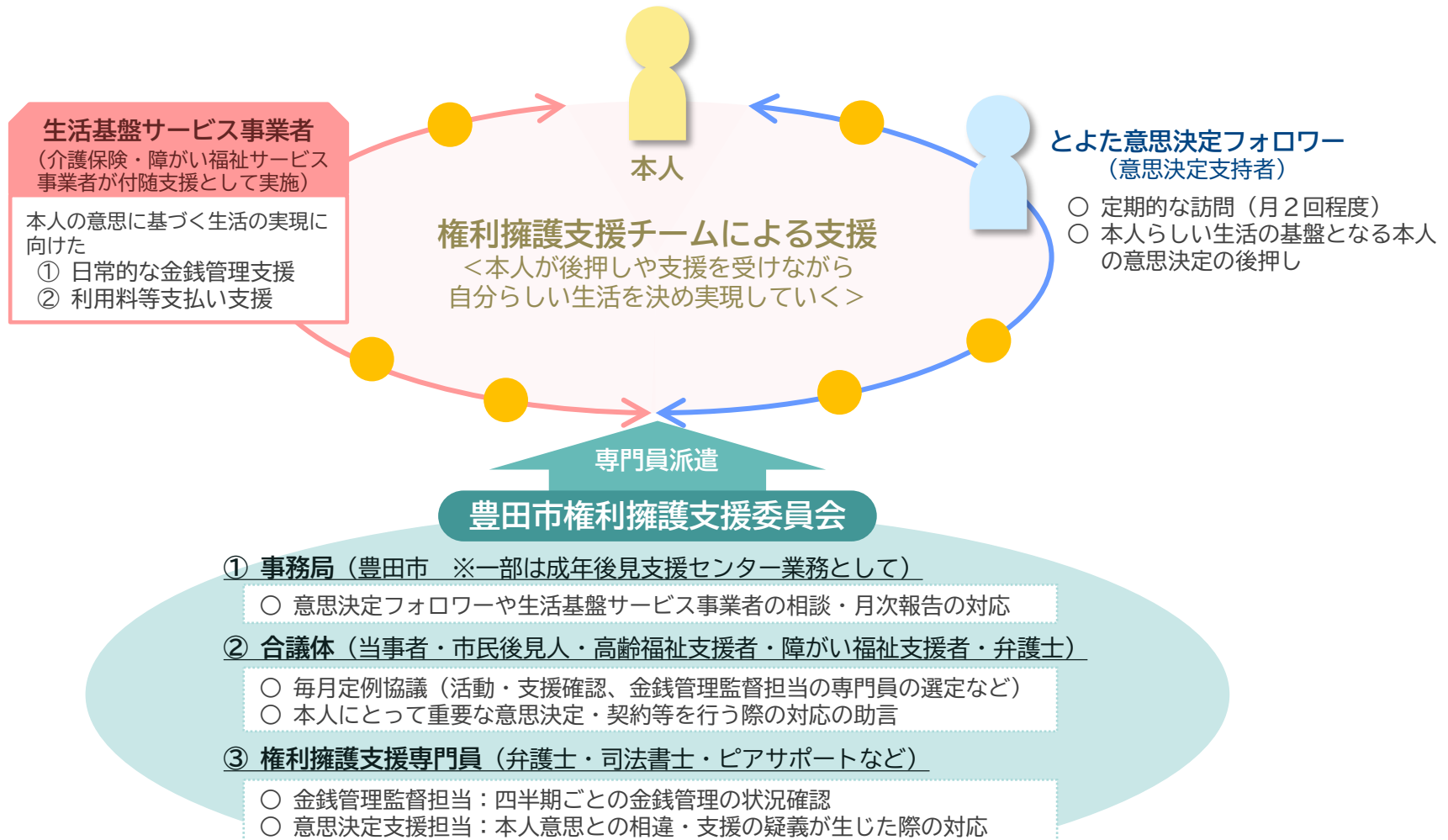
- 1 令和5年度のプロジェクト進捗状況等について
- 2 令和5年度のシンポジウムの実施結果について
- 3 次年度の各WGの取組と各種予定について

1 令和5年度のプロジェクト進捗状況等について

「豊田市地域生活意思決定支援事業」の進捗状況について

豊田市地域生活意思決定支援事業について (試行的運用スキーム)

- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み（＝豊田市地域生活意思決定支援事業）を試行。



令和4（2022）年度

試行の枠組みづくり

- 意思決定フォロワー、生活基盤サービス事業者、権利擁護支援委員会の役割整理
- 試行要綱、様式等の作成

試行（モデルケース）の開始

- 高齢者＋特別養護老人ホームのモデルケース
- 障がい者＋共同生活援助のモデルケース
- 2件ともフォロワーは市民後見人養成講座修了生

令和5（2023）年度

仕組みの成熟化

- 意思決定フォロワーの育成・活動支援の定例化
- 日常的な金銭管理の範囲及び透明性が確保できる管理の仕方の検討継続
- 利用増にも対応できる事務フローの整理

試行パターンの増加

- モデルケースのパターン増を進める。
- これにより、本事業を利用することで、地域生活課題の解決や、生活の質の向上が可能となる対象者像の整理を進める。

- 意思決定フォロワーの養成開始（導入編、実践編）。アドボケート面談の実施。
- モデルケースで管理している金銭の金額・内容の整理。四半期ごとの金銭管理監督と監督様式の見直し検討。
- 事務フローの作成。

- モデルケースの増加とバリエーションの確保（6件＋さらに2件検討中）。
- 上記8件の対象者属性の整理の検討。

- 豊田市地域生活意思決定支援事業の意思決定フォローとして活動するため、意思決定の基礎を学ぶ講座を実施。
(豊田市主催、SDM-Japan・日本財団協力、くらし応援資金拠出)
- 2コース合計で49名の参加者で、今年度の市民後見人養成講座より多い人数が集まった(女性は2倍以上)。

1 日時

- ①休日半日2日コース:令和5年10月29日(日)、11月12日(日)午後1時30分～午後4時40分
- ②平日1日コース :令和5年10月31日(火)午前10時～午後5時

2 参加者

合計 49名 (内訳:①20名 ②29名) 参加者属性:男性6名、女性43名(※参考:養成講座 男性11名、女性20名)
市民後見人養成講座受講生13名、修了生11名

3 講座修了後の活動

新規ケース4件のマッチング開始、来年の市民後見人養成講座、他のボランティア活動の案内



開始時間	テーマ	概要	講師
10:00	挨拶、オリエンテーション		豊田市
10:15	演習1：決められた体験	ロールプレイを通じて、他人から一方的に決められてしまうことの体験を行い、その感想を共有します。	大瀧英樹氏 （あいあらっく代表） 水島俊彦氏 （SDM-Japan副代表）
10:40	休憩		
10:50	講義1：障がいの理解、すべての人がいきやすく、生きていくためには ～医学モデルから社会モデルへ～	社会モデルという考え方から障がいを理解し、これまでと違った見方から、社会や関係性を捉え直す導入とします。	木本光宣氏 （ユートピア若宮理事長）
12:40	昼休み		
13:40	演習2：あなたについて一緒に考える	研修パートナーをお招きして、研修パートナーと一緒に好きなことや将来の夢などを書き出す作業を通じて、相手の意思や希望を尊重しながら活動することを学びます。	研修パートナー 名川勝氏 （SDM-Japan代表理事） 水島俊彦氏
15:40	休憩		
15:50	演習3：振り返り	これまでの講義や演習の振り返りを行い、学んだことの共有を行います。	名川勝氏 水島俊彦氏
16:45	講義2：とよた意思決定フォロワーの活動について	豊田市のモデル事業の紹介をするとともに、とよた意思決定フォロワーとして活動するための流れを紹介します。	豊田市
17:00	終了		



○ 豊田市地域生活意思決定支援事業の意思決定フォローとして活動する方や、バンク登録しこれからフォローとして活動が予定される方に対し、フォロー活動について考える機会としての講座を実施（豊田市主催、SDM-Japan・日本財団協力、くらし応援資金拠出）。

1 日時

令和6年2月13日（火）午後1時30分～午後4時30分

2 参加者

合計 16名

うち、意思決定フォロー又はバンク登録者 10名、権利擁護支援委員会委員 6名



開始時間	テーマ	概要	講師
13:30	オリエンテーション		豊田市
13:35	先輩フォロワーの活動のお話を聞いてみましょう（ミニシンポジウム）	シンポジウム形式で、意思決定フォロワーの活動について、いくつかの質問に対し、実際の様子や思いなどを既にフォロワー活動をされている方からの話を聞き、フォロワー活動の理解を深める。	鳥巢さん・倉田さん （意思決定フォロワー） 木本光宣氏 （ユートピア若宮理事長） 豊田市 安藤
14:40	休憩		
14:50	フォロワーさん同士で話してみましょう（座談会）	グループワークを通じて、フォロワー活動をされている方への質問や、参加者間での意見交換を通じて、意思決定支援やフォロワー活動について考える。	2グループ
16:00	ミニ講義・振り返り	実際の活動やアドボケイトの視点、フォロワー活動の意義などをふりかえりとともに知る。	名川勝氏 （SDM-Japan代表理事） 水島俊彦氏 （SDM-Japan副代表）
16:30	終了		

令和6年3月末時点のモデルケース分類

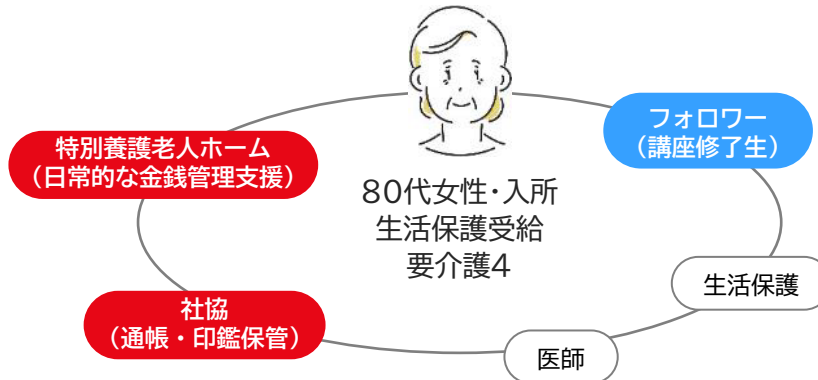
	生活基盤サービス事業者	年齢	障がい等			居所の状況		環境変化あり	後見制度利用あり
			高齢者	知的障がい	精神障がい	在宅	施設等		
ケース① 【継続】	特別養護老人ホーム	70代	○				○		
ケース② 【継続】	本人が元々利用していたグループホーム	50代		○		○		○ グループホームから一人暮らしへの移行	
ケース③ 【開始】	特別養護老人ホーム	80代	○				○	○ 在宅から施設入所への移行	
ケース④ 【調整中】	生活介護	60代	○	○		○		○ 障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行	○ 保佐人
ケース⑤ 【開始】	小規模多機能型居宅介護	70代	○		○	○			○ 後見人
ケース⑥ 【開始】	グループホーム	30代		○			○		○ 親族後見人
ケース⑦ 【調整中】	小規模多機能型居宅介護	40代		○		○		○ 兄と別々の生活の開始	○ 保佐人（司法書士、叔父）
ケース⑧？ 【検討中】	社協独自金銭管理	—	- 生活困窮で孤独・孤立状態から、物事を一人で決めることや金銭管理に不安な方が一定数いる。 5名程度対象者がおり、モデル事業を実施するか検討中。						

令和6年3月末時点の新規モデルケースの進捗状況

	ケース①：身寄りなし高齢者の入所調整ケース	ケース②：グループホームから1人暮らしへの移行後も障がいサービス事業所が金銭管理支援に関わるケース
本人の概要・支援体制	80代女性・入所要介護5	50代女性・在宅知的障がい(療育B) 障がい支援区分2
意思決定フォロワーの活動	○ 「お団子が好きで食べたい」との会話をし、その後フォロワーが後押しすることで、本人が事業者に「お団子を食べたい」と伝えることができた。 ○ はじめはお祭りを見に行くのを諦めていた本人が、フォロワーと買い物の外出を経験することで、「お祭りに行きたい」と事業者に伝えることができた。 ○ 本人がフォロワーとの会話で「自由になるお金がない」と発言。その後、事業者が金銭管理の状況を本人(フォロワー同席)に説明した。	○ 以前から頭痛に悩んでいた本人が、フォロワーと悩みを共有して、フォロワーが後押しをすることで、本人が手術することを医師に伝えることができた。 ○ 料理を本人自身でできるように、ヘルパーの利用を開始し、美味しくできた料理の経験をフォロワーと共有した。 ○ 事業者の話し言葉が早くて聞き取りができなかったが、本人(フォロワー同席)、事業者、施設長と話し合いを行い、本人が事業者「ゆっくり話をしてほしい」と伝えることができた。
生活基盤サービス事業者の支援	○ 生活基盤サービス事業者として特別養護老人ホームが現金管理。 ○ 通帳・印鑑は社協で預かり。	○ 本人が元々利用していたグループホームの世話人により、支援を受け、本人が現金管理。 ○ 通帳・印鑑は生活基盤サービス事業を行う法人で預かり。
権利擁護支援専門員(金銭管理監督)の監督	○ 市内の司法書士が3か月に1回、施設を訪問して、金銭管理状況の監督を実施	○ 市内の弁護士が3か月に1回、施設を訪問して、金銭管理状況の監督を実施。
現在の進捗状況	○ 意思決定フォロワーによる月2回の訪問実施。 ○ 本人から「息子に会いたい」「家に帰りたい」との希望がある。 ○ 本人の反応が緩やかであるため、フォロワーが活動をどう進めたら良いか若干の不安がある。	○ 意思決定フォロワーによる月2回の訪問実施。 ○ 友人との関係に悩んでいるが、悩みについては本人から友人に伝えられている。

ケース③：身寄りなし高齢者の入所調整ケース

本人の概要・支援体制



事業利用までの流れ

- 夫との2人暮らしであったが、夫が自宅で急死。本人も弱った状況であったため、ショートステイで安定を図ることに。
- 一時的な心身の状態の低下により、判断能力が不安定であったが、本人と事業者にて、生活保護ケースワーカー及び福祉総合相談課が立ち合い、丁寧な説明を実施したことで本人の理解が得られ、介護保険サービス契約を開始。
- また、課題となる①金銭管理、②通院支援、③死後の対応について、関係者でケース検討。
- 本人が意思決定できるために相談できる相手もいないことと①金銭管理の課題から、本事業の利用調整を行うことに。

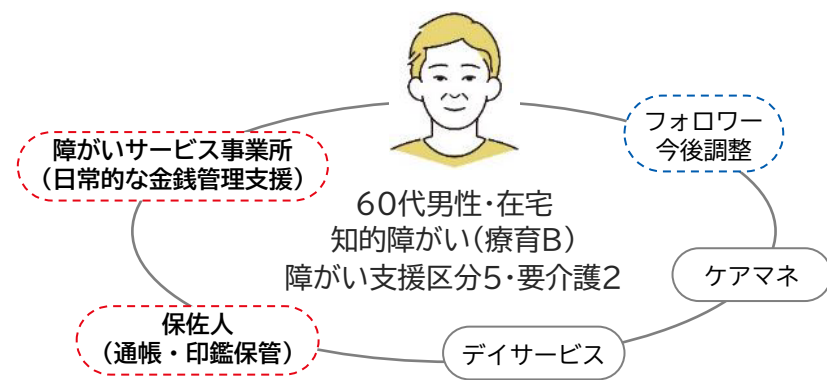
事業利用の効果

- ◎ これまでであれば、単純に高齢者身元保証等サポートを行う団体を利用していたかもしれないが、本人の意思決定を含めて支えられる支援体制に。
- ▲ ただし、本事業の直接的な支援内容ではないが、受診同行支援への負担が大きく、課題。

現在の進捗状況

- 社会福祉協議会で通帳と印鑑を保管し、日常の金銭管理を生活基盤サービス事業者が行うことで利用を開始。
- 1月からフォロワー活動を開始。長野に行きたいことや、お墓参りの話題が出てきた。

ケース④：「障がいから介護保険サービス移行問題」への対応＋保佐人の役割検討ケース



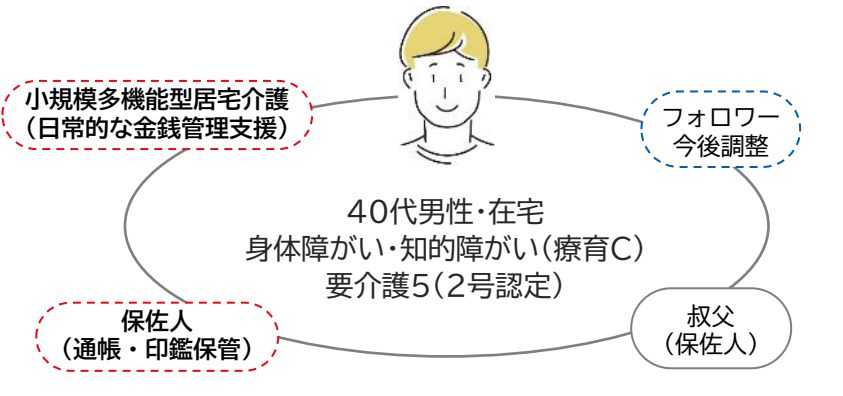
- 65歳を迎えたため、制度上は原則介護保険サービスに移行していく必要があるが、本人は生活を変えたくないとの希望があり、支給決定所管課と介護保険所管課と事業所とで行った調整がきっかけとなったケース。
- 本人が通っている生活介護事業者は、元々本人の日常的な金銭管理を実施（保佐人が大元を管理）していた。仮に基本的なサービスが介護保険に移行したとしても、本人が慣れている生活介護事業者が生活基盤サービス事業者として、生活全般に必要な金銭管理の支援という形で関わり続けられるため、現在の形から本事業の利用へ移行することを検討中。

- ◎ 身体的な介護や介助を行う事業は、介護保険制度に移行したとしても、本人が慣れ親しんだ障がい福祉サービス事業所が本人に別の形で関わり続けられる。
- ◎ 法的課題解決のためから成年後見制度（保佐）を利用しており、課題解決後の成年後見制度の役割の検証。

- 保佐人に事業の趣旨・内容を説明。
- 現在は、保佐人が契約内容を確認中。

令和6年3月末時点の新規モデルケースの進捗状況

	ケース⑤：本人の希望に基づく生活の充実検討 ＋成年後見人の役割検討ケース	ケース⑥：将来身寄りを頼ることができなくなる 「親亡き後」への準備検討ケース
本人の概要・支援体制	70代女性・在宅 統合失調症 要介護3 小規模多機能型居宅介護 (日常的な金銭管理支援) フォロー (講座修了生) ケアマネ 後見人 (通帳・印鑑保管) 訪問診療	30代男性・グループホーム 知的障がい(療育A) 障がい支援区分6 グループホーム (日常的な金銭管理支援) フォロー (講座修了生) 生活介護 相談支援専門員 親
事業利用までの流れ	○ 現在は、金銭管理を成年後見人、生活全般の支援を小規模多機能型居宅介護を利用して、在宅で生活している。 ○ お金の使い道にこだわりがあり、栄養バランスの高い配食サービスや夏季や冬季に冷暖房設備がある施設へのショートステイを勧めるが、「お金がかかるからいらない」と言って拒否。 ○ また、新しいものは受け入れられない性格で、自宅に布団は無く、お気に入りの介護用品以外は使わない。 ○ 本人が希望する在宅での生活を長く続けるために、意思決定を相談できる相手がいないことから、本事業の利用調整を実施。	○ 現在は、グループホームに入居し、日中は同社会福祉法人が経営する生活介護を利用して過ごしている。 ○ ジュースやお菓子を買うためのお小遣いは、社会福祉法人に預けている。 ○ 一方で、歯ブラシ・歯磨き粉、髭剃り、下着、靴下、洋服などの生活用品は、不足が生じた場合、グループホームから親に連絡が入り、親が購入したりして届けている。 ○ 現在は、こうした生活用品を購入し、届けることは問題ないが、体力等が低下した時は難しくなることから、親からの相談をきっかけ。
事業利用の効果	◎ お金の使い方にこだわりのある本人に、丁寧に寄り添うことで、本当の意思を確認し、生活を充実させることが可能。 ◎ 成年後見制度の役割の検証。	◎ 親が元気なうちから、意思決定フォローが関わることで、これまで親が確認してきた本人の希望や価値、選好などを引き継ぐことが可能。 ◎ 日常的な金銭管理に加えて、生活用品をやりくりすることを仕組み化できれば、高齢者等の緊急入院時の支援にも波及できる。
現在の進捗状況	○ <u>1月からフォロー活動を開始。どのように会話を進めたら良いか悩みながら信頼関係を構築している。結果、ケーキが食べたい、歌を歌うのが好きなど少しずつ出てきている。</u>	○ <u>意思決定フォロー導入講座修了生とのマッチングが不成立になった。その後、別の方とマッチングが成立したため、3月からフォロー活動を開始。</u>

	ケース⑦：本人の希望に基づく生活の充実検討＋保佐人の役割検討ケース
本人の概要・支援体制	 小規模多機能型居宅介護 (日常的な金銭管理支援) 40代男性・在宅 身体障がい・知的障がい(療育C) 要介護5(2号認定) 保佐人 (通帳・印鑑保管) 叔父 (保佐人) フォロー 今後調整
事業利用までの流れ	○ 父と兄(療育B)で自宅で3人暮らしであったが、父の他界により相続が発生し、成年後見制度(保佐・司法書士と叔父の複数受任)を利用。 ○ その後、兄と2人暮らしであったが、自宅で弱った状況であったため、ショートステイで安定を図ることに。 ○ 現在、体調は回復したが、日常生活全般に介助が必要なことから、ショートステイを継続し、小規模多機能居宅介護で日常生活全般を支援。 ○ これまで一緒に暮らしていた兄と別々で暮らすことになり、本人の意欲の低下が見られたことや、本人のお金の使い道や住まい先を自分で考えていくため、本事業の利用調整を行うことに。
事業利用の効果	◎ 丁寧に寄り添い本人の意思を確認し、生活を充実させることが可能。 ◎ 法的課題解決のためから成年後見制度(保佐)を利用しており、課題解決後の成年後見制度の役割の検証。
現在の進捗状況	○ <u>本人、保佐人に事業の趣旨・内容を説明中。</u>



令和6年度の取組予定について (令和6年度とよた市民後見人養成講座事前説明会)

- 豊田市において、権利擁護支援や意思決定支援の視点を養った市民の裾野が広がっている状況をさらに推進することは、地域共生社会の実現につながる。
- このことから、令和6年度では、市民後見人の担い手養成のための事前説明だけでなく、広く市民に権利擁護の啓発を図ることも目的として明確にし、「権利擁護推進市民向けシンポジウム・とよた市民後見人養成講座事前説明会」として開催する。

○ 令和6年度 権利擁護推進市民向けシンポジウム 兼 とよた市民後見人養成講座事前説明会

日時	令和6年6月29日（土）午後1時30分～午後4時30分
場所	豊田市福祉センターホール
テーマ	「本人が決める」を地域で支える ～地域共生社会に向けた意思決定支援の推進～
講師	シンポジスト ・ 豊田加茂医師会 会長 加藤 真二氏 ・ 日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 事務局長 福島 健太氏 ・ とよた市民後見人/意思決定フォロワー 鳥巢 美恵子氏、倉田 真澄氏 コーディネーター ・ 同志社大学 教授 永田 祐氏
備考	※チラシは「シンポジウム兼事前説明会」用と「市民後見人養成講座」用の2部を作成し、展開。 ※令和5年度に引き続き、広報とよたやSNS、ホームニュース掲載を実施。加えて、新たに新聞折り込みも実施。



「各WG」の進捗状況について

委員会・WGの実施結果について（2023年度）

委員会・WGの名称	日程
権利擁護支援委員会 (120分／回を想定・豊田市主催)	毎月第3火曜日 11時～13時（ただし、研修WGがない日は9時～11時） 4月18日、5月16日、6月20日、7月18日、8月22日、9月19日、10月17日、11月21日、12月19日、1月16日、2月29日、3月19日
全体委員会 (120分／回を想定・SDM-J主催)	年間3回（7月4日13時30分～15時30分、11月21日13時～15時※、3月19日13時～15時） ※第2回はフルオンライン
研修WG (120分／回を想定・SDM-J主催)	年間6回 第3火曜日9時～11時 4月18日、6月20日、7月18日、10月17日、12月19日、2月29日
アドボケイトWG (120分／回を想定・SDM-J主催)	年間6回 土曜日10時～12時 5月27日、7月29日、9月30日、11月25日、1月27日、3月9日 ※フルオンライン
評価WG (120分／回を想定・SDM-J主催)	年間6回 原則として土曜日午後 5月7日、7月29日、9月24日、11月25日、1月20日、3月9日 ※フルオンライン
<各種イベント> ①支援者向け意思決定支援研修（8月31日） ②フォロワー導入講座（半日2日コース：10月29日午後及び11月12日午後／1日コース：10月31日）、 ③意思決定支援スキルアップ研修（対面研修：1月18日・20日・28日、 オンライン研修：1月13日・20日、2月3日・4日 ④政策的シンポジウムの実施（2月23日） その他、権利擁護支援専門員（意思決定支援（アドボケイト）担当）活動等を展開	

・ フォロワー養成研修

- ・ フォロワー導入研修／フォロワー実践研修／フォロワー実務支援研修
- ・ 先ず「本人の声を聞く」ことから始める（導入研修）
- ・ その後に具体的な実践の取り組みを深める（実践研修）
- ・ 定期的・継続的なフォローアップとスーパービジョン（実務支援研修）
- ・ 成年後見人候補者、認知症サポーター、ほか多様な方々にも関わっていただけるように構成する。
→自分に合った、自分らしい関わり方

・ 生活基盤サービス事業者等向け研修 →次年度（豊田市）

・ 支援者等一般向け研修

- ・ 意思決定支援基礎研修／意思決定支援スキルアップ研修
- ・ 支援者等含め関係する方々に意思決定支援について学習機会を提供し、当該地域に意思決定支援の基盤を形成する。

研修WG 意思決定支援モデルプロジェクト 令和5年度研修プログラム

	2023年6月	2023年7～10月	2023年0～11月	2023年12月～	2024年1月～2月		
意思決定 フォロワー 養成	事前説明会 (とよた市民のための意思 決定支援・権利擁護支援 を学ぶ会)		フォロワー導入講座 (1日コース 10月31日、 半日2回コース 10月28日、11月12日) ● 「決められた体験」(演習) ● 障がいの理解、すべての人がいきやすく、生きていく ためには ～医学モデルから社会モデルへ～ (講 義) ● 「あなた」について一緒に考える (演習) ● ワーク (振り返りなど) ● 今後の選択肢 ・フォロワー ・市民後見人	活動開始 (マッチング～実際の訪問) ※フォローアップを丁寧に、あ るべき関わり方や、自分の適性を 考えていく		フォロワー実践講座 (2月13日) ● 訪問の振り返り ● 「豊田市地域生活意思決定支援 事業」について ● フォロワーとは (役割・立ち位置・する ことしないこと、アドボケイトとの関 係) ● フォロワーの実務 (事務的なこと) ● 意思決定支援の基礎	フォロワーと して継続し て活動
(市民後 見人養 成)		とよた市民後見人養成講座 基礎講座		とよた市民後見人養成講座 実務講座			(市民後 見人バンク 登録)
フォロワー 実務支援 研修	面接による継続的フォローアップ ● どこまで言うのか、関わるのか、距離感の持ち方 ● アドボケイトとの関わり方 ● 止めなければならないこと、その方法 ● 聞く姿勢、話す姿勢			フォロワー基礎講座・実践講座への参加 スキルアップ講座への参加		フォロワー実務支援研修 ● 場面設定による応答 (演習) ● 受講講座に対する補習	
生活基盤 サービス事 業者向け 意思決定 支援・アド ボカシー 研修					(生活基盤サービス事業者基礎研修)		
支援者向 け 普及啓 発・スキル アップ研 修		意思決定支援基礎研修 (8月31日)		意思決定支援スキルアップ研修 (1～2月) ● PSF研修ミニ (BI vs EW、会話のスキル) トーチングマツ研修 ● リスクのとらえ直し (導入部) ● 選好の記録化と共有 (導入部)			

22

時刻	テーマ	概要	時間(分)	担当
10:00	挨拶 オリエンテーション フォロワー説明		15	挨拶：福祉部長 フォロワー説明： 豊田市
10:15	しがらみの糸（演習）	長いひもを椅子に絡ませながら、社会の中での違和感や抑圧を表現する。ダブルバインドの体験	30	大瀧
10:45	（休憩）		5	
10:50	障がいの理解、すべての人がいきやすく、生きていくためには医学モデルから社会モデルへ（講義）	社会モデル・人権モデルによる障害の理解を通して、これまでとは異なった見方や関係性から社会ならびに支援を捉え直す導入とする。	110	木本
12:40	（昼休み）		60	
13:40	あなたについて一緒に考える（演習）	研修パートナーに参加いただき、共に好きなことや将来の夢などを書き出す作業などを通じて、相手の意思や希望を尊重しながら活動する関係を学ぶ。	120	SDM-Japan
15:40	（休憩）		10	
15:50	ワーク（振り返り）（演習）	今日の演習を振り返り、学んだことの共有を行う。	55	SDM-Japan
16:45	（５）今後の選択肢（フォロワーになるには？） （意思決定フォロワー／市民後見人）	豊田市モデルの概要を説明するとともに、フォロワーとしての活動を紹介する。またフォロワーとしても市民後見人としても継続的に研修などの機会を得られること、どちらにもなれることなどの見通しを得る。	15	豊田市
17:00	終了			

1日プログラム

（2日プログラムは
前後半を半日ずつ実施）



日程 : 1日コース 10月31日（火）
 : 半日×2回コース 10月29日（日）、11月12日（日）

参加者数 : 1日コース16名、半日×2回コース13名（受講者）

【アンケート結果（抜粋）】

4-1. 講座を受けてみて、意思決定フォロワーと...活動することについて、どのように感じましたか？

33 件の回答



時刻	概要
13:30～13:35（5分）	オリエンテーション
13:35～14:35（60分）	先輩フォロワーの活動を聞いてみましょう（ミニシンポジウム形式での活動の紹介） コーディネーター スピーカー：フォロワー経験者2名 コメンテーター
13:45～14:50（15分）	休憩
14:50～16:00（70分）	フォロワーさん同士で話してみましょう（座談会形式） A・Bの2グループとなり、フォロワー経験者を囲んで質問や意見交換を行う。受講者の他に、以下の役割が参加した。 ホスト（1名） フォロワー経験者（1～2名） 権利擁護支援委員（2名） オブザーバ（1名）
16:00～16:30（30分）	ミニ講義・振り返り（SDM-Japan）

令和5年度
とよた意思決定フォロワー実践講座

令和6年2月13日

- ① 本人のwish（希望・願い）やコミュニケーションを、広げる・深める
- ② wish（希望・願い）や主張を本人が言う・主張するのを手伝う
- ③ 本人のwish（希望・願い）や主張をマイクやスピーカとして伝える
- ④ 本人のwish（希望・願い）・主張や困りごとを、委員会・専門員に相談する

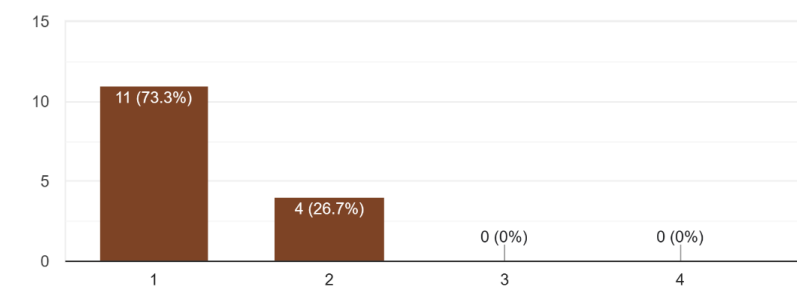
令和5年度 豊田市 支援者向け意思決定支援研修 カリキュラム

時刻	テーマ	概要	時間
10:00-10:10	挨拶、オリエンテーション等		10分
10:10-10:30	【講義】 豊田モデルの説明、本研修の趣旨	モデルの概要について、研修の趣旨、ならびに今後の事業の進め方などを紹介する。	20分
10:30-10:55	【講義】 フォロワーの活動事例紹介	シンポジウムの動画を視聴し、フォロワーの位置や活動などについて具体的なイメージを持っていただく。	25分
15:55-11:00	(休 憩)		5分
11:00-12:20	【講義】 意思決定支援の基礎	理念や原則的な考え方、姿勢などの意思決定支援に関する基礎的な事項を説明する。	80分
12:20-13:20	(昼休み)		60分
13:20-13:40	【講義】 ガイドラインの構造	各種意思決定支援ガイドラインの内容について解説する。	20分
13:40-15:00	【講義・演習】 認知症ガイドラインなどに基づく意思決定支援のプロセス	事例や動画を用いながら、意思決定支援のプロセスを学ぶ。	80分
15:00-15:10	(休 憩)		10分
15:10-16:20	【講義・演習】 ご本人の選好の記録化と共有	意思決定支援における選好把握のと共有の意義について説明し、簡単な演習を行う。	70分
16:20-16:30	アンケート・事務連絡・閉会		10分

日程：8月31日（木）
場所：豊田市福祉センター
参加者数：12名

【アンケート抜粋／満足度】

2－1．この研修全体を通じての満足度について教えてください。
15件の回答



対面研修（会場：豊田市福祉センター）	日 程
実践的意思決定支援ファシリテーション(PSF)研修 ・ PSFモデル4つのスキルについての講義・対話形式のワーク など	2024年1月18日(木) 13:00~15:00
トーキングマット研修 ・ 絵カードやその活用法の説明・事例を使ったロールプレイ など	2024年1月18日(木) 10:00~12:00
リスクの捉え直し研修 ・ 概要の講義・事例をもとにした演習やグループワーク など	2024年1月20日(土) 9:00~13:00
選好(プレファレンス)の記録化と共有研修 ・ 概要の講義・記録のワークやディスカッション など	2024年1月28日(日) 9:00~13:00
オンライン研修	日 程
実践的意思決定支援ファシリテーション(PSF)研修 ・ PSFモデル4つのスキルの概説・意思決定支援スキルのワーク など	2024年1月13日(土) 13:30~17:00
トーキングマット研修(3回構成) ・ 絵カードやその活用法の説明・絵カードを使った演習など	2024年1月13日(土) 10:00~12:30 2024年1月20日(土) 10:00~12:30 2024年2月 3日(土) 10:00~12:30
リスクの捉え直し研修 ・ 概要の講義・事例をもとにした演習やグループワーク など	2024年2月4日(日) 10:00~12:00
選好(プレファレンス)の記録化と共有研修 ・ 概要の講義・記録のワークやディスカッション など	2024年2月4日(日) 13:00~16:00

アドボケイトWG 2024年度目標設定

- ① 権利擁護支援委員会及び権利擁護支援専門員（意思決定支援担当／独立アドボケイト）によるフォロー支援の仕組み及び運用方法の提示（関係様式を含む）【完了】
- ② アドボカシー機能を付加した権利擁護支援委員会の仕組みと運用方法の提示【完了】
- ③ 権利擁護支援専門員（意思決定支援担当／独立アドボケイト）養成案の作成及び養成に向けた研修の一部試行実施【完了】
- ④ さまざまな自治体の規模に合わせた、アドボカシー機能確保のためのプラン提示【完了】

権利擁護支援委員会と独立アドボケイトの役割（素案）

1. 権利擁護支援委員会は、福祉・司法専門職及び市民・当事者による合議体を形成し、①本人・フォロワーの活動を支援するとともに、②生活基盤サービス事業者等の活動を監視・監督する。
2. 権利擁護支援専門員（意思決定支援担当／独立アドボケイト） は、通常時は、フォロワーの姿勢を維持するための定期面談を行う。課題が生じた場面では、権利擁護支援委員会からの派遣依頼に基づき独自に調査を行う。フォロワー等からの情報提供を踏まえつつ、本人の真意や選好・価値観を探求し、委員会に報告する。
3. 生活基盤サービス事業者等と本人との対立関係が生じた場合には、権利擁護支援委員会が対話の機会を設け、必要な場面では委員会の見解に基づき勧奨する。同事業者が、本事業の共通理念や役割に沿わない行動を継続する場合や委員会の勧奨に合理的な理由なく応じない場合には、自治体として同事業者の排除も含めて適切に対応する。

論点 1 : アドボカシーの視点からみた権利擁護支援委員会に必要な機能・体制は？

(1) 権利擁護支援委員会によるフォロワー活動支援のあり方

第1回・第6回WG

課題①の1：権利擁護支援委員会（合議体）は、原則としてフォロワーへの面談をする機会がなく、活動報告書の記載に依拠して検討せざるを得ないが、フォロワー報告書の背景事情等を踏まえなければ適切な助言を行うことは難しい（委員意見）。

※論点①の1：権利擁護支援委員会（合議体）として、アドボケイト視点を踏まえたフォロワー活動支援をどのように行うことができるか？

課題①の2：権利擁護支援委員会（合議体）において事務局やアドボケイト担当から報告を受け、検討するだけでいいのだろうか。状況に応じて、具体的なアクションをとることができるようにすべきではないか（委員意見）。

※論点①の2：権利擁護支援委員会（合議体）がケース検討後に取り得る選択肢は？

(2) 状況に応じた権利擁護支援委員会の体制のあり方

第2回～第6回WG

課題②の1：今後、件数の増加に伴い、赤の事業者や後見人等と本人（フォロワーを含む）の意見の相違、本人の認知機能低下等をはじめとする状況変化の機会が生ずることが想定される。

※論点②：個別課題が生じた場合、委員会としてどのように対応するか？事案の複雑さ、深刻さのレベルに応じた権利擁護支援委員会としての適切な関与方法は？

課題②の2：今後、件数の増加に伴い、権利擁護支援委員会（合議体）で毎回すべてのケースを議論することは、マンパワー上も難しいのではないかと（委員意見）。

※論点③：権利擁護支援委員会の存在意義や効果を維持しつつ、多様なケースに柔軟に対応していくためにどのような合議体制を構築すべきか？ 等

論点（１）：権利擁護支援委員会によるフォロー活動支援のあり方

（１）権利擁護支援委員会によるフォロー活動支援のあり方

第１回WGを踏まえて整理

※論点①の１：権利擁護支援委員会（合議体）として、アドボケイト視点を踏まえたフォロー活動支援をどのように行うことができるか？

①事務局への指示によるフォロー支援

- ・ 日常的な相談対応、フォロー活動報告書の受領と確認
- ・ 権利擁護支援委員会（合議体）への論点提示
- ・ 合議体での協議結果（指示）に基づく対応 など

②権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）への派遣要請によるフォロー支援

- ・ 活動報告書に基づくフォローの定期面談・専門的助言
- ・ アドボケイト報告書の提出（権利擁護支援委員会（合議体）での報告）
- ・ 合議体からの派遣要請に基づく独立アドボケイト活動（代弁者）

※論点①の２：権利擁護支援委員会（合議体）がケース検討後に取り得る選択肢は？

合議体の採りうる選択肢の整理（アドボケイト担当報告書にも明記）

- ①協議継続、②フォローへの助言・調整、③事業者への助言・調整、④アドボケイト派遣要請、⑤本人・フォロー・事業者との話合いの機会の調整、⑥その他

権利擁護支援専門員（意思決定支援担当／独立アドボケイト） の現在の動き方

- ・ 2022年10月から活動開始。進行中のケースについて各フォロワーとの面談を通じた支援を行う。
- ・ 当初は随時実施としていたが、現在は、フォロワーからの実施報告書が提出された後、個別にアポイントを取得し、報告書を踏まえて面談を実施する形に変化。
- ・ オンラインにて、1回あたり1時間程度（月1回程度）の面談を実施。

- ・ 現在の進行方法としては、概ね以下のとおり。

①面談趣旨の説明

記録をとること。面談結果を踏まえて専門員が権利擁護支援委員会へ報告すること 等

②フォロワーからの活動報告の受けとめ

報告書をお互いに見ながら、本人・フォロワーにどんな変化があったか（なかったか）、その他やってみて良かったこと、心配していること等をお話いただく。

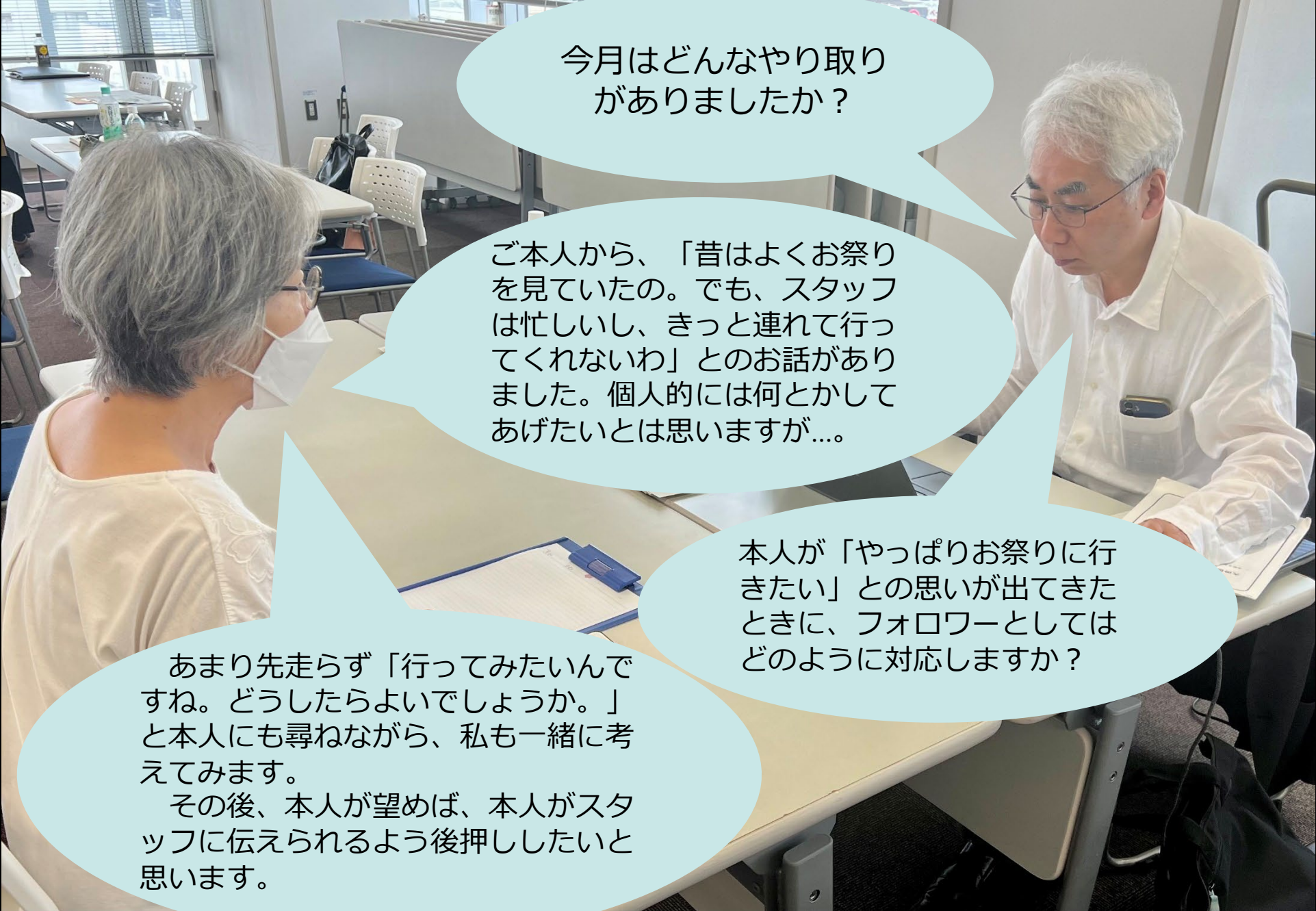
③問いかけを通じたフォロワーへのスーパービジョン

- ・ 本人に会った際の周囲の環境、対応がどのようなものであったか
 - ・ フォロワーとして気になっていることはどんなところか
 - ・ 発見した本人の希望、選好や価値観に関してフォロワーがどのように感じているか 等
- を確認。専門員としては、アドバイスよりは「どんなふうに考えますか？そのときにどのように感じましたか？」といった形でフォロワーと対話することを心掛ける。

④情報提供

フォロワーの役割の確認、アドボケイトの視点を踏まえた活動のポイント、研修情報 等

- ・ 面談後、権利擁護支援委員会に提出する「**アドボケイト報告書**」を作成し、同委員会にて報告。
- ・ 権利擁護支援委員会の意見を踏まえて、専門員が必要に応じて、フォロワーに同席し本人と面談することもある。



今月はどんなやり取り
がありましたか？

ご本人から、「昔はよくお祭り
を見ていたの。でも、スタッフ
は忙しいし、きっと連れて行っ
てくれないわ」とのお話があり
ました。個人的には何とかして
あげたいとは思いますが...

本人が「やっぱりお祭りに行
きたい」との思いが出てきた
ときに、フォロワーとしては
どのように対応しますか？

あまり先走らず「行ってみたいん
です。どうしたらよいでしょうか。」
と本人にも尋ねながら、私も一緒に考
えてみます。

その後、本人が望めば、本人がスタ
ッフに伝えられるよう後押ししたいと
思います。

課題②の１：今後、件数の増加に伴い、赤の事業者や後見人等と本人（フォローを含む）の意見の相違、本人の認知機能低下等をはじめとする状況変化の機会が生ずることが想定される。

※論点：個別課題が生じた場合、委員会としてどのように対応するか？事案の複雑さ、深刻さのレベルに応じた権利擁護支援委員会としての適切な関与方法は？

第２回WG

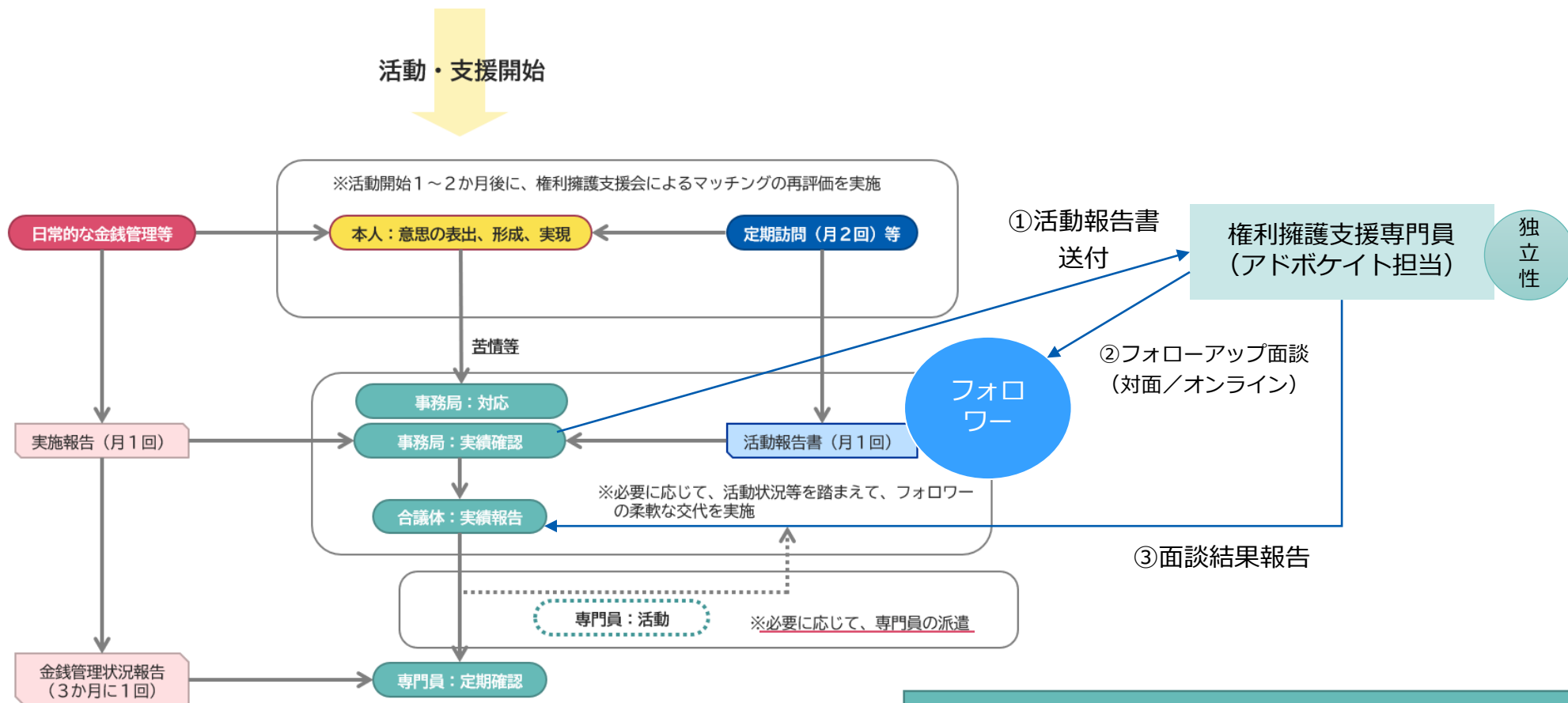
仮想例1：（フォロワーからの相談）本人がフォロワーに対して「ゲームを買いたいからいつもより多くのお金が欲しいのだけれど、前にAさんに聞いた時には、「無駄遣いはしない方がいいよ。」と言われてお金はもらえませんでした。また同じように言われるのが怖くて自分からはAさんに伝えられないので、フォロワーさん、私の代わりに伝えてもらえますか？」と言われました。フォロワーは本人がいないところで本人の話をしないことが基本だと思うのですが、どうしたらよいか迷っています。

<権利擁護支援委員会としてのアプローチ方法（例）：通常時パターン>

- ①事務局：フォロワーからの報告書受領、相談内容の整理
- ②専門員（A担当）：報告書を踏まえたフォロワーとの面談・指針に基づく助言
- ③合議体：対応方針についての協議

事務局への指示→フォロワーへのフィードバック

豊田市地域生活意思決定支援事業の利用フロー（アドボケイト担当・通常時）案



＜フォロー活動支援のための専門員定期面談＞

活動開始～1年	2か月に1回程度
1年～	6か月に1回程度

※その他、事務局又は合議体の要請があれば適宜対応

仮想例2：（アドボケイト担当からの相談）本人が「自宅から祭りを見たいと思って、施設内のBさんに伝えてみたのだけれど、危ないからダメです。」と言われた。本人の希望をフォロワー、アドボケイト担当も同席したうえで伝えてみたのですが、施設からは、施設の人員体制や安全管理上難しいと言われてしまいました。どうしたらよいでしょうか。

<権利擁護支援委員会としてのアプローチ方法（例）：課題発生時パターン>

①事務局：フォロワーからの報告書受領、相談内容の整理

合議体への論点提示（専門員の派遣要請／三者ADR実施の可否）

②専門員：フォロワーとの面談・指針に基づく助言（A担当）

合議体からの派遣要請に基づく独立アドボケイト活動（A担当）

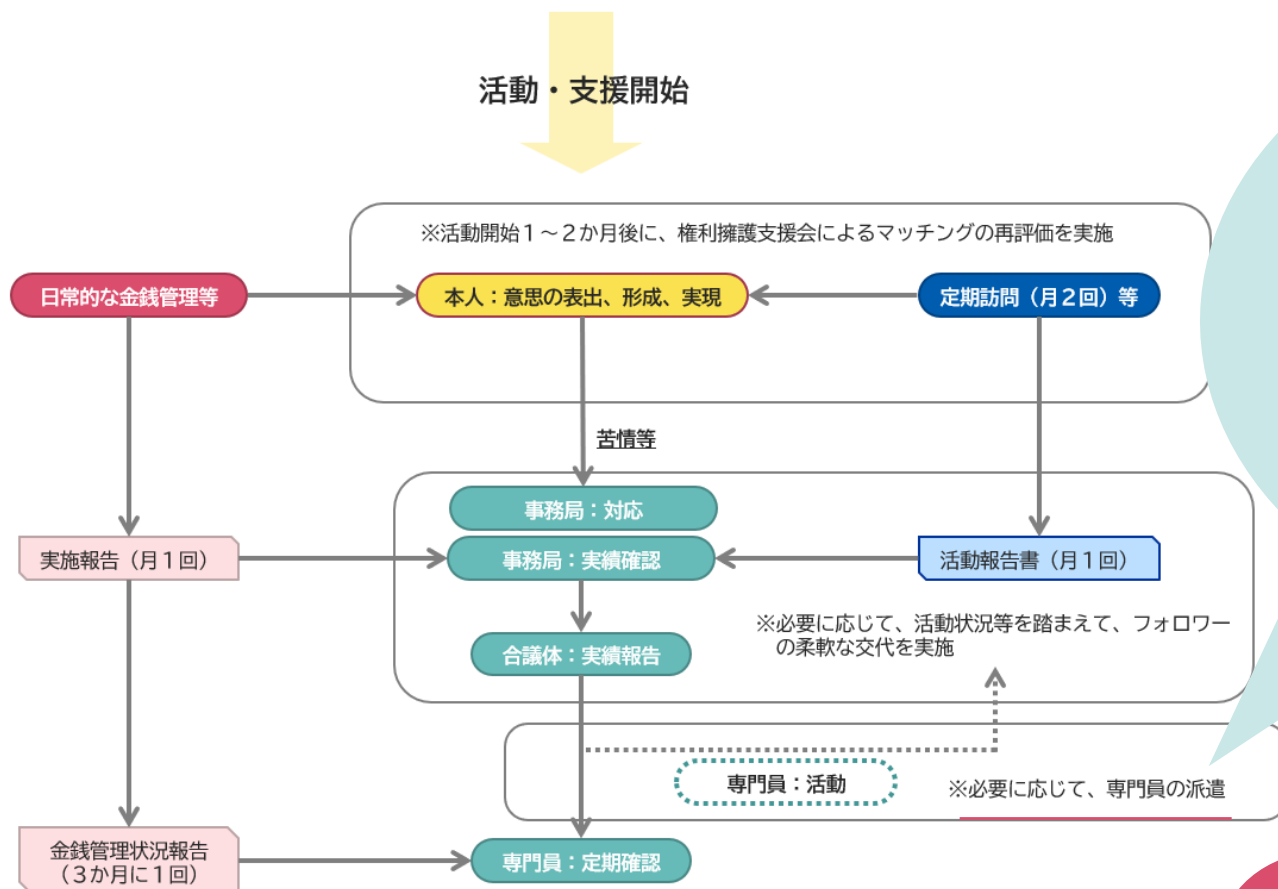
合議体からの派遣要請に基づく調査員活動（M担当）

③合議体：専門員（A担当）の派遣要請→本人・フォロワーへの支援（代弁役）

専門員（M担当）の派遣要請→事業所への調査（監視役）

本人・フォロワー・事業者との話合いの機会（ADR）調整（調整役）

豊田市地域生活意思決定支援事業の利用フロー（アドボケイト活動・課題発生時）案



- ①本人にとって転機となる意思決定の場面（転居・手術・日常生活の範囲を超える金銭支出、成年後見制度申立等）
- ②事業者と本人との間における意見の相違（対立）の場面
- ③その他、追加調査が必要な場面

↓

専門員（アドボケイト担当）は、関連する情報の収集、本人・フォロワー・事業者への面談、関連する会議への出席、契約時の立会い等を踏まえて、報告書を権利擁護支援委員会に提出し、独立した立場で、本人のアドボケイトとして発言。

<個別課題発生時の合議体での対話のしくみ（イメージ）>

- 第1回 主張・資料の整理、各委員から双方への質問、必要に応じて、専門員（アドボケイト担当）の調査依頼
- 第2回 アドボケイト調査報告・協議（合意に至れば終了）
- 第3回 継続協議（合意に至らなければ、これまでの検討を踏まえ、合議体としての勧奨を行う。）



仮想例3：（本人からの相談）先日、スポーツセンターに行ったのですが、店員さんからなんだか嫌な顔をされて、登録手続きができませんでした。フォロワーさんと一緒に行ったときには登録できたのですが、別の日にジムを利用しようとしたときには「危ないのでお一人での使用はお控えください。介助の方と一緒に来てもらえますか。」と言われてしまいました。

＜権利擁護支援委員会としてのアプローチ方法（例）：管轄外・つなぎパターン＞

- ①事務局：フォロワーからの報告書受領、相談内容の整理、合議体への論点提示（他の機関へのつなぎの可能性）
- ②専門員（A担当）：報告書を踏まえたフォロワーとの面談・指針に基づく助言
- ③合議体：対応方針についての協議（例：障害者差別解消センターへのつなぎ）
事務局への指示→フォロワーへのフィードバック、障害者差別解消センターへのつなぎ

課題：

赤の事業者（生活基盤サービス事業者）の個々の職員や本事業に関わっていない支援者（自治体職員・社協・ケアマネ・相談支援専門員等）は、「フォロワー」の存在を知らないことがある。**フォロワーの役割等を適切に理解いただくためにはどのような方策が必要か。**

例 （これまでのフォロワー報告より）

1. 職員が本人に「（息子のことは）フォロワーに聞いたら良い。」という話をしていたようで、本人から「フォロワーは自分が知らない情報を持っているのでは？」と思われてしまった。
2. 本人から招かれ、フォロワーが本人の部屋で面会をしていたところ、職員からフォロワーを本人の部屋に入れることについて疑問を投げかけられた。
3. フォロワーが本人を訪問したときには、本人が外に行きたいかどうかわからない状態で既に外出準備が整っていて、「●●をこのお金で買ってきてくださいね。」と職員に言われて、本人と一緒に買い物に出かけることがあった。

課題(1) フォロワーの存在や役割について、市役所職員・社協職員・赤の事業者の職員の大半が知らないために、「あ、●●さんは、～～をしてくれるために（誤解した役割）来たんですよ」と勘違いされる。そしてそのような役割ではないと知ると残念がるとともに、「フォロワー」って結局どういう人なの？と堂々巡りになる。

課題(2) 制度の説明だけされても、自分ごとになりにくい。また、各主体に向けた意思決定支援研修は実施されたものの、それらの研修と「フォロワー」との関係性がまだ十分に伝わっていない。

対策例(1)

- ①権利擁護支援委員会や中核機関等が仲介し、**本人・フォロワーも交えて各支援者（ケアマネ、相談支援専門員も含む。）との顔合わせ**を行い、各役割を意識できるような機会を持つ。
- ②フォロワーの役割に関するコラムなどを、**市民が手に取って見られるような冊子やパンフ、広報誌**に入れ込んでいく。

対策例(2)

- ①関係する人が実務で**体感しながら理解できるような機会**を設けていく＝フォロワー導入講座、スキルアップ研修等への参加、フォロワー活動体験等への促しをする。
- ②最低限、事業者・施設内での周知を図り、**誤解のないような形でのフォロワーの受入れ**ができることが重要。

論点2：権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）を確保するための体制づくり

（1）専門員（アドボケイト担当）の活動内容として想定されるもの

- ① フォロワーとの面談を通じた活動支援
- ② 合議体に対する①の面談結果報告と意見提示
- ③ フォロワーが本人に面談する際と同席、本人（フォロワー）と赤の事業者との対話の際と同席
- ④ 合議体の派遣要請に応じて独立した立場でのアドボケイト活動を遂行
- ⑤ その他

※自治体の規模・状況によって、担当事務局が①②③の役割を担う場合もあり得る？

第2回WGを踏まえて整理

Bプランの場合

→権利擁護支援委員会は調整機能を持たないため、委員会（事務局・合議体）が本人の立ち位置に100%立つことができるのであれば、上記①②③については、「アドボケイト」と「事務局」が同一であることも許容されるのではないかな。

Cプランの場合

→通常時は、上記①②③であれば事務局でも対応可能。ただし、権利擁護支援委員会が調整機能を持つため、少なくとも課題発生時には、委員会（事務局・合議体）とは別に本人の立ち位置に100%立つことのできる「アドボケイト」を確保し、①～④を遂行する必要があるのではないかな。

（2）専門員（アドボケイト担当）の候補者

- 当事者（ピアサポーター）
- 弁護士
- 司法書士
- 社会福祉士
- 医師、看護師、保健師
- 市民後見人、フォロワー経験者
- 当事者支援活動、意思決定支援に対する一定の知識・実務経験を有する者 等

※どのように募集すべきか？

※権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）研修の受講を必須とすべきか？

・まずは、既に始まっている新ケースについて、誰が権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）としてフォローしていくのか？

第5回WGを踏まえて整理

- 事務局機能との整理も必要にはなるが、まずはWG委員、委員会の委員にアドボケイトとして、フォロワー面談・報告書の作成に関与していただけるよう働きかけることとする。
- これまで研修WG等で検討・実施された各種講座・研修の参加経験のある人、フォロワー活動について具体的検討を行った経験のある人が望ましい。また、事後的にせよ今後実施される研修に参加（講師・受講者いずれの立場でも可）することが推奨される。
- 既存のアドボケイト担当もそれぞれの面談にはフォローのために同席し、当面の間、サポートする（OJT）。

権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）養成イメージ（素案ver.4）

- ・ 受講者が以下の研修及び実践経験を1.2年以内に完了すれば修了（★＝必須、○＝いずれか1つは必須）
- ・ 独立アドボケイトとして必要な要素に合わせて、以下の研修が考えられるところ、これらを全く別個に実施するのではなく、既存の研修や自治体、福祉機関が実施する意思決定支援研修との組み合わせによる実施が相当。
- ・ 独立アドボケイトは、必ず当該事業実施自治体内部で養成しなければならないものではなく、全国を対象とした研修実施機関による実施なども考えられる。

①本人中心

- ★ 障害に対する理解を深める研修【既：フォロワー導入講座】
- 意思決定支援プロセスの理解を深める研修【既：意思決定支援基礎研修】
- フォロワー実践経験【既：フォロワー指針に基づくOJT】

②エンパワメント

- ★ 意思決定支援に取り組む姿勢及び実践スキルを育むための専門研修【既：意思決定支援スキルアップ研修】

③独立性・守秘義務

- ★ アドボケイト活動に関する研修（アドボケイト指針の理解、フォロワーとの面談及び権利擁護支援委員会への報告書作成を含む。）

④モデル事業に合わせたアドボケイト活動のあり方

- 【新規：アドボケイト研修】
- ★ アドボケイト実践経験【新規：アドボケイト指針に基づくOJT】
- 権利擁護支援委員会（合議体）委員経験

アドボケイト担当者として意識すべき重要なポイントとは？

第6回WGを踏まえた整理

- 「障害者＝弱いから支援が必要だ」「高齢者＝弱いから誰かが代わりに決めることに従うべき」といったような社会の意識とは異なる視点を持ち、アドボケイトとしての重要性を意識できているか？
- 本人が本当に心から「言えているか」？本人の言葉を信じる（真に受ける）ことができているか？
- 本人の味方であり続けられているか？
- 本人の思いの元となる「音源」を本人とともにたどっていくことができているか？その本人の声に寄り添うことが本当にできているか？
- この人だったら話せるなあと考えるような「人柄」をもつ人物になれているか？
- フォロワー・アドボケイトとしての「マイク＆スピーカー」の立ち位置にブレがないか？日常的にアドボケイトの立ち位置を意識できているか？
- 揺れる気持ち、嘘も含めて、どれも本心であるということを認識し、あえて判断・探求を停止することでありのままの本人の状態を理解しようとしているか？【ネガティブケイパビリティへの意識】
- 課題解決ばかり、結果ばかりを求めすぎるような姿勢になっていないか？
- 「何かしてあげたい・・・」と考えがちなフォロワーの悩みも含めて共感しつつも、フォロワーがアドボケイトの重要性・当事者理解について深められるようサポータータイプに対応できているか？脱「何かしてあげたい・・・」を目指せるような働きかけができているか？
- 独立性／守秘性の認識と確保ができているか？

評価WGについて

- 年度前期は、本事業についてのニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価についてのチェックリストを作成し、それぞれの評価を行った。
- 年度後半は、本事業についてのロジックモデルの作成に向けた検討を行った。

ニーズ評価 本人用

みなさんがしてほしいと思うことを教えてください

みなさんがしてほしいと思うことについて教えてください。思った通りに答えていただいで大丈夫です。

1. みなさんのところにととききやってきてみなさんがしたいことのお手伝いをしてくれる人がいますか？

- 1) いる
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) いない

- 1-1. (1で「いない」と答えた方について)

みなさんのところにととききやってきてほしいことのお手伝いをしてくれる人がほしいですか？

- 1) ほしい
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) ほしくない

- 1-2. (1-1で「ほしい」と答えた方について)

どのようなことのお手伝いをしてほしいですか？

2. みなさんのお金の使い方について一緒に考えてくれる人がいますか？

- 1) いる
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) いない

ニーズ評価 事業者用

本人がして欲しいと思うことを教えてください

本人がして欲しいと思うことについて教えてください。思った通りに答えていただいで大丈夫です。

1. 本人のところにととききやってきて本人がしたいことのお手伝いをしてくれる人がいますか？

- 1) いる
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) いない

- 1-1. (1で「いない」と答えた方について)

本人のところにととききやってきてほしいことのお手伝いをしてくれる人が必要だと思いますか？

- 1) 必要だと思う
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 必要だと思う

- 1-2. (1-1で「必要だと思う」と答えた方について)

どのようなことのお手伝いが必要だと思いますか？

2. 本人のお金の使い方について一緒に考えてくれる人がいますか？

- 1) いる
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) いない

ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価の各評価項目を確定した

- ニーズ評価の項目については、本事業で実施される内容についてのニーズがあるか確認するものとした
- プロセス評価の項目については、各役割に想定されている役割内容を基にした
- アウトカム評価の項目については、ニーズ評価で確認されたニーズが充足されたか確認するものとした

2023年度の評価ワーキング・グループ

第1回評価ワーキング・グループ（5月7日）

- ・前年度事業についてのプロセス評価及びアウトカム評価の結果について報告及び意見交換を行った
- ・前年度事業のプロセス評価及びアウトカム評価の結果を踏まえてニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価の枠組みの確定に向けた意見交換を行った

第2回評価ワーキング・グループ（7月29日）

- ・前年度事業についてのプロセス評価及びアウトカム評価の結果の追加分について報告及び意見交換を行った
- ・ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価のチェックリストについて検討を行った
- ・ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価の内容の確定に向けた方向性の確認について意見交換を行った

第3回評価ワーキング・グループ（9月24日）

- ・ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価の評価項目について確定を図るべく意見交換を行った

第4回評価ワーキング・グループ（11月25日）

- ・本事業自体の評価をどのように行うかについて意見交換を行った
- ・本事業におけるフォロワーの果たす役割について意見交換を行った

第5回評価ワーキング・グループ（1月20日）

- ・本事業におけるロジックモデルの検討を行った

第6回評価ワーキング・グループ（3月9日【予定】）

- ・本事業におけるロジックモデルを確定させる予定

2 令和5年度のシンポジウムの実施結果について

第2回意思決定支援実践シンポジウム 実施結果

1) 参加者数

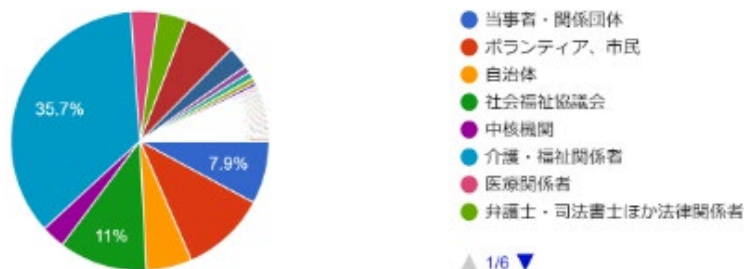
事前に482名（Web経由471名、豊田市経由11名）の申込みがあり、当日は、Zoom参加、YouTube視聴を合わせて、434名（当法人関係者除くと361名）が参加した。見逃し配信の希望者も多かった。

2) 申込者の属性

割合が多い順に、介護・福祉関係者（35.7%）、社会福祉協議会（11%）、ボランティア・市民（10.6%）、自治体・中核機関（8.7%）、当事者・関係団体（7.9%）、からの申込みがなされた。そのほか、法律関係者、医療関係者、教育機関など幅広い分野から申込みがなされており、広い分野から関心が寄せられていた。

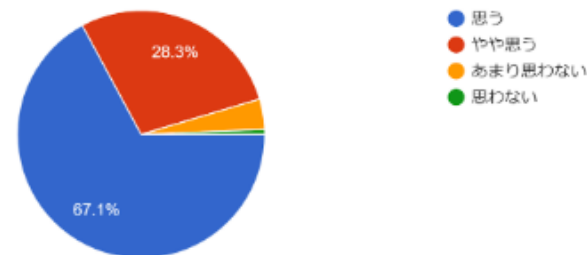
ご所属（主たるものを1つ選択してください。）

471件の回答



3) 参加者の意識

もしご自分の地域で、今回ご紹介した取組みがあったら、関わってみたいと思いますか？
152件の回答



<感想の一例>

- すでにこれほどの実践があることに感銘を受けました。このカタチにされるまで大変な努力があったこと、そのおかげで尊重される人がいることに感動しました。
- 豊田市のお団子の話は大切です。仕組みの完成度に関わりなく、本人の意思の受け止めに重視する原則を参加者が大切にしていることが、この事業を健全にしていると思います。
- 市民、国民全員がフォロワーになれる可能性を感じた。
- 好事例を積み重ねていただけるのはとてもありがたいです。わが自治体にも届くよう、もっともっと全国区で発信をお願いしたいです。

テーマ：本人が自分らしく生きていくために必要な意思決定支援の仕組みと実践とは？



ブロック1
：動画の紹介からフォロー
ワーを紹介し 理解を
深める

ブロック2
：大川市の取り組みから
始まり
「持続的な権利擁護支援
モデル事業」の議論へ

ブロック3
：「権利擁護支援モデル
として何を大事にしよう
としているのか？」

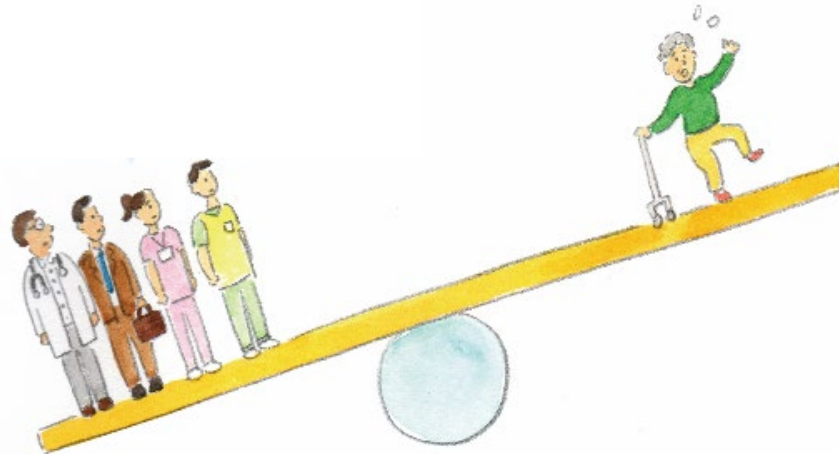
見逃配信用URL

https://sdm-japan.net/what-we-do/local-government-projects/missed-program_webcast2

意思決定フォロワー（サポーター）は、 「本人の側」から本人の意思決定を下支えする人たちです。

何らかの権限を有する又は義務を負う
「支援者」の価値観

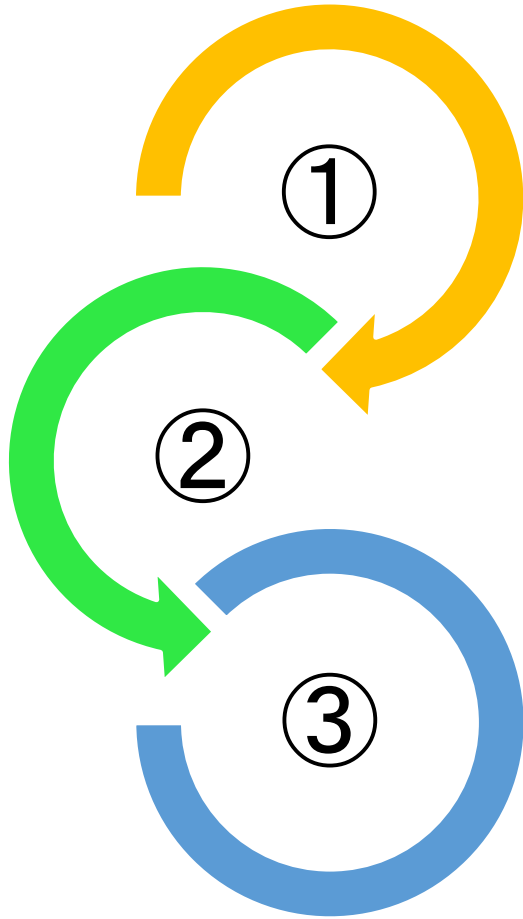
- ・最善の利益の追求
（よかれと思って・・・）
- ・保護重視
- ・安全重視



本人の意思決定を応援する
「支持者」& アドボケートの価値観

- ・心からの希望の探求
（あなたの本当の思いは？）
- ・チョイス&コントロールの保障のため
のマイク&スピーカー
- ・リスクを負うことの尊厳

**意思決定フォロワーは、権限がない「弱い」立場だからこそ、
本人の立ち位置に100%立った活動と効果が期待できます。**



□ 意思決定支援の充実に向けた「けん引役」

- ① 本人の希望、選好や価値観に重きを置いた対話を継続することによって、本人の自己効力感が高まる。
- ② 本人がこれまで内面に秘めていた思いを、本人とともに周囲に伝えていくことで、周囲の支援者の態度が変わる。
- ③ 本人や周囲の変化を目の当たりにすることで、青のフォロワー自信のアドボケート・マインドが育っていく。

□ 関係性の濫用に対する「けん制役」

- ✓ 定期的に本人を訪問することによって、赤の事業者が本人に対して不当な影響を及ぼすリスクが小さくなる。
- ✓ 青のサポーターが感じた違和感や疑問を緑の委員会が把握することによって、赤の事業者による本人及び本人以外の利用者も含めた対応改善に繋がる。

“みんなだれもがだれかのフォロワー” 社会的障壁のある本人の視点に立てる人を増やそう

当事者

- ・ 認知症の人
- ・ 知的障害のある人
- ・ 発達・精神障害のある人
- ・ 社会的障壁に直面している人

市民

- ・ 認知症サポーター講座修了者（約1500万人）
- ・ 市民後見人候補者（約2万人）
- ・ ボランティア（約740万人）

専門職

- ・ 成年後見人等
- ・ 介護、福祉サービス事業者
- ・ 教員
- ・ 病院関係者 等

意思決定フォロワー
（意思決定支持者）



フォロワーを支える皆様
（フォロワーシステム）

市民後見講座や認知症サポーター研修、意思決定支援等の講演・研修に参加したことがあっても・・・障害当事者の人との直接関与ができる機会が少ない。＝「意思決定支援」における立ち位置の重要性を実感し難い。

フォロワーの仕組みを取り入れると...

- ◆ 本人の思いを支える「**支持者**」としての経験が得られる。
- ◆ 最善の利益に寄りかちな「支援者」の立場を離れてみることで、本人の直面する社会的障壁に敏感になれる「**フォロワー視点**」や本人と一緒に考える「**フォロワースキル**」を得ることができる。
- ◆ フォロワーの経験者が「**支援者**」の立場に戻ってからも、**フォロワー視点・スキルを活かした活動が期待される**。
- ◆ フォロワー経験者が地域社会の中で増えていくことによって、障害者権利条約が目指す「**インクルージョン／チョイス&コントロール**」の保障を果たすことができる。

【アドボケイト（権利擁護支援専門員・意思決定支援担当）】

フォロワーの立ち位置・姿勢を維持するために、アドボケイトのマインドを持ち続けられるようなサポートを行う。特に重要な場面では、独立した立場で本人の意思や選好・価値観を調査する。

【ファシリテーター（相談支援専門員・中核機関職員等）】

フォロワーが孤立しないよう、意思決定支援ガイドライン等に基づき、地域の様々な人が参画し、協力できるチームづくりと調整役を担う。

【公的アドボカシー団体（権利擁護支援委員会）】

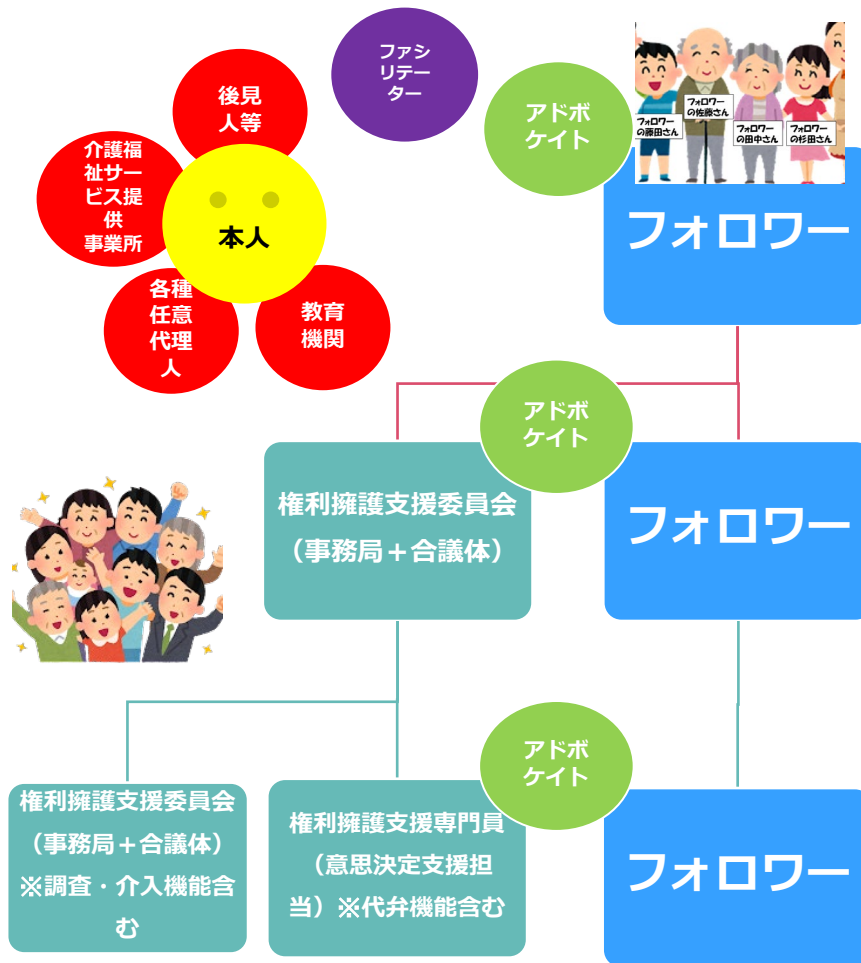
対立時や権利侵害等の場面で適切な対応ができる法的権限のある組織

【意思決定支援アドバイザー（SDM-Japan等）】

地域の実情に合わせた持続可能な取組方法の提示、意思決定支援の基本的姿勢、各主体の養成・仕組みづくりへの助言、ツール開発等

小さく産んで大きく育てる「フォロワーシステム」の段階的发展イメージ

自治体の規模、地域連携ネットワークの構築状況、権利擁護支援への取組状況によって、幾つかのパターンが考えられる。



Aプラン 「意思決定支援モデル」

- ・認知症サポーター講座修了後の実地活動
- ・市民後見人養成講座修了後の実地活動（活躍支援）
- ・傾聴ボランティア講座修了後の実地活動

※上記講座を運営する団体からの依頼を受けて、アドボケイトがフォロー活動を支援する。主として意思決定支援の充実機能を期待。特定の赤の事業者は想定しない。

Bプラン 「権利擁護支援モデル（標準型）」

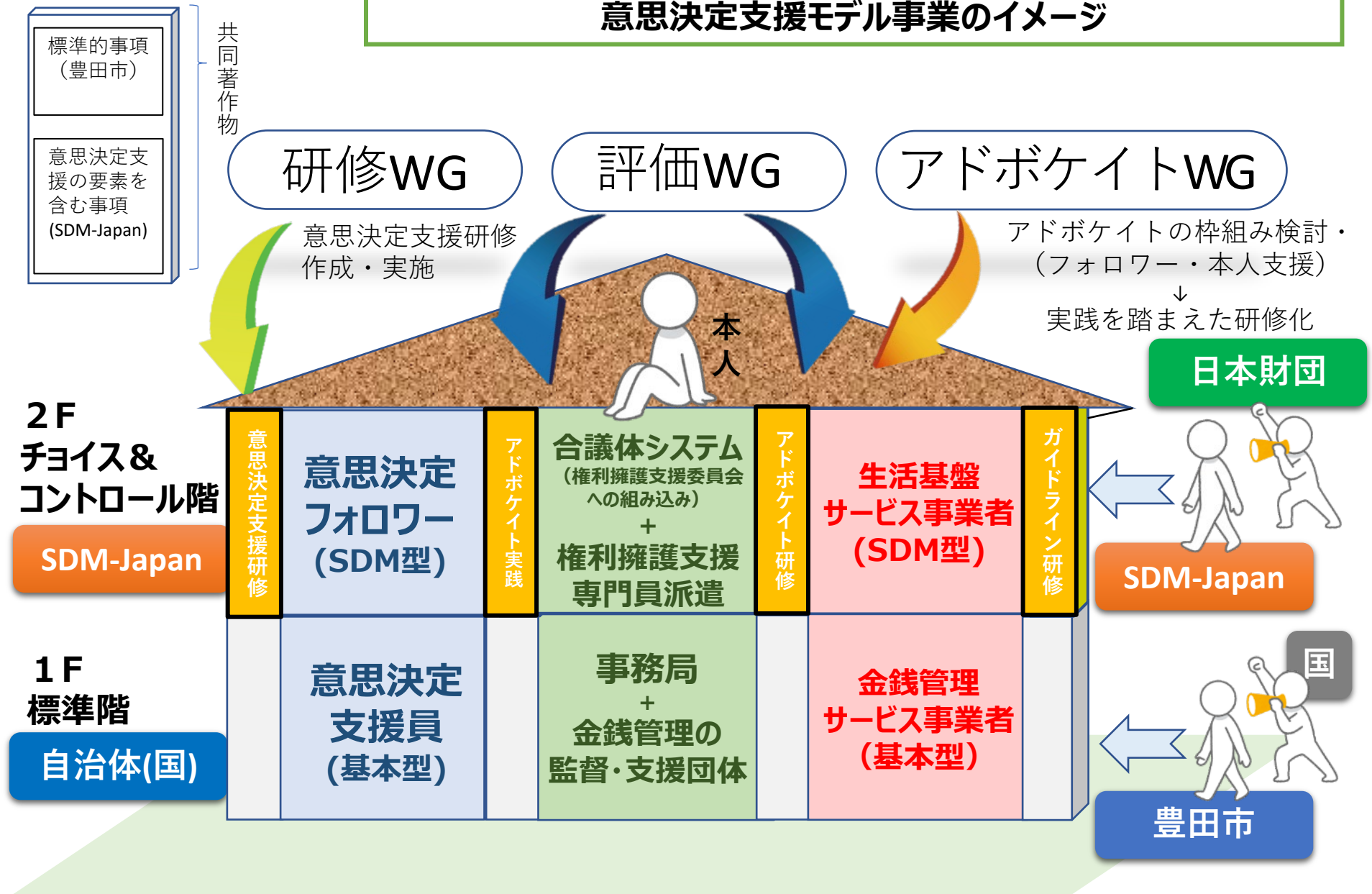
※本人の意思決定に対する一定の影響力のある主体を「赤の事業者」と想定し、アドボケイトが事務局とともにフォロワー活動を支援する。合議体が調整役として関与することで、意思決定支援の充実機能+関係性の濫用に対するけん制機能を期待（主として通常時パターンへの支援に対応）。

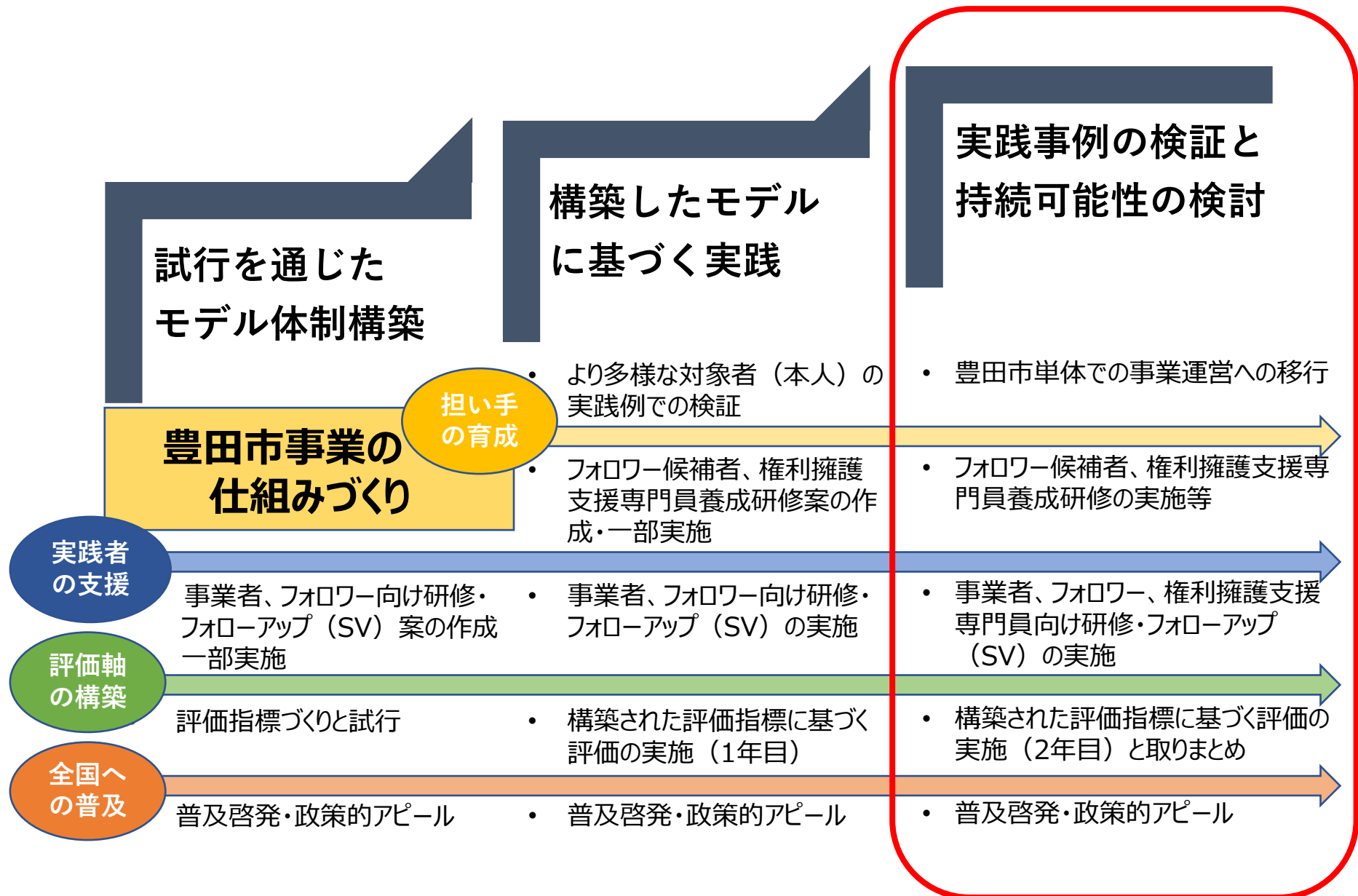
Cプラン 「権利擁護支援モデル（充実型）」

※金銭管理の代理人や身元保証団体その他本人の意思決定に対する影響力が大きい主体を「赤の事業者」と想定し、アドボケイトが事務局とともにフォロワー活動を支援する。意思決定支援の充実機能+関係性の濫用に対するけん制機能を充実させ、課題発生時パターンにも対応できるように、法的権限のある合議体による調査・介入機能、専門員による代弁機能を付加する。

3 次年度の各WGの取組と各種予定について

日本財団助成 自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の 意思決定支援モデル事業のイメージ





検討スケジュールについて（2024年度・予定）

委員会・WGの名称	日程（候補日）
権利擁護支援委員会 （120分／回を想定・豊田市主催）	毎月第3火曜日 9時～11時 4月16日、5月21日、6月18日、7月16日、8月20日、9月17日、10月15日、 11月19日、12月17日、1月21日、2月18日、3月18日
全体委員会 （120分／回を想定・SDM-J主催）	年間2回（10月15日13時～15時、3月18日13時～15時）を予定
アドボケイトWG （120分／回を想定・SDM-J主催）	年間6回程度を予定 土曜日10時～12時 5月、7月、9月、11月、1月、3月
評価WG （120分／回を想定・SDM-J主催）	年間6回程度を予定 原則として土曜日午後 5月、7月、9月、11月、1月、3月
<各種イベント> 各種研修会（フォロワー導入・実践講座／アドボケイト研修／スキルアップ研修／意思決定支援基礎研修）の実施、 政策的シンポジウムの実施、権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）活動等を展開	

※その他、豊田市以外の自治体でもフォロワー制度・権利擁護支援専門員（アドボケイト）派遣制度の導入を進めるための方策の検討を行う。

※3年間にわたる三者連携に基づくモデル事業の報告書とりまとめ作業を行う。

本人の心からの希望や価値観、意思決定を支持する 「フォロワーシステム」の可能性とは？

自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業

Supported by
日本財団
THE NIPPON
FOUNDATION

第2回

意思決定支援 実践シンポジウム

2024年 2月23日(金・祝) 13:00~17:30

無料

2006年に国連で障害者の権利に関する条約が締結され、日本は2014年に批准しました。2022年8月には国連による日本政府に対する初回の審査が行われ、同年10月に成年後見制度などにおける代行決定への懸念が示されると同時に、支援付き意思決定の仕組みを確立するよう勧告がなされました。「良かれと思って」周囲の人が本人の代わりに決めるのではなく、本人の「心からの希望や選好・価値観」に基づき本人自身が意思決定をし、それを尊重できる社会を目指していくためには、これまでとは別の支援の枠組みを作っていく必要があります。

このような背景を踏まえ、一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク(通称：SDM-Japan)は、2022年10月25日、愛知県豊田市及び日本財団と、障害者・認知症高齢者等の意思決定支援事業に関する連携協定を締結し、2023年2月19日には、同事業の実践を踏まえたシンポジウムを開催し、対面会場・オンライン会場を合わせて245名の方に出席いただきました。

本事業は、障害者や認知症高齢者等で判断能力が十分ではないとされている人が、地域生活や社会参加を継続していくために自らの意思を形成、表明し、自分らしく生きていくための意思決定を支援する仕組みを構築・実践することを目指しています。

今回は、意思決定フォロワー及び支える仕組み（フォロワーシステム）を全国に普及するにあたり、同様の課題に取り組む自治体もお招きし、実践報告と課題の検討を行うためにシンポジウムを開催します。

会場：オンライン開催 ※Zoom、YouTubeライブ配信による全国オンライン中継

対象：成年後見制度や意思決定支援の動向に関心のある自治体、中核機関、社会福祉協議会、NPO/NGO職員、これらの活動に携わる専門職、障害のある当事者・関連団体、市民 等

定員：オンライン方式 無制限

参加費：無料

申込先：①Web（右記QRコード又はURL）

<https://forms.gle/8H1pGMaQBZSBSbxi9>

②E-mail fukushi-sodan@city.toyota.aichi.jp（豊田市福祉総合相談課）



締切：2024年2月19日(月)

主催：一般社団法人 日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）

共催：豊田市、日本財団

【問い合わせ】

①申込方法…豊田市福祉総合相談課

Mail : fukushi-sodan@city.toyota.aichi.jp TEL : 0565-34-6791

②プログラム内容…日本意思決定支援ネットワーク

Mail : info@sdm-japan.net TEL : 050-5534-4004



最新情報はこちら→

<https://sdm-japan.net/what-we-do/local-government-projects/symposium2023>

13:00～13:10 開会

開会あいさつ・趣旨説明

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）代表理事 名川 勝
「豊田市・SDM-Japan・日本財団が目指す意思決定支援の形とは？」

【第一部】

13:10～13:55（45分）

基調講演

同志社大学社会学部教授・社会福祉士（全体委員会副座長） 永田 祐
「地域福祉の推進と共生社会の実現～持続可能な権利擁護支援モデル事業の現状と課題～（仮）」

13:55～14:40（45分）

自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業の進捗について

- ① 豊田市の取組み：安藤 亨（豊田市福祉総合相談課権利擁護支援担当長）
- ② SDM-Japanの取組み：名川 勝（研修WG座長）／水島 俊彦（アドボケートWG座長）／森地 徹（評価WG座長）
- ③ 日本財団の取組み：袖山 啓子（日本財団公益事業部）

14:40～14:55（15分）

休憩／第一部アンケート

【第二部】

14:55～15:35（40分）

実践報告「意思決定支援」への実践的取組み

- ・福岡県大川市：意思決定サポーターを支えるしくみと実践（石山裕子）
- ・愛知県豊田市：意思決定フォロワーの活動について（安藤 亨）

15:35～17:15（100分）

パネルディスカッション

コーディネーター 名川 勝（SDM-Japan代表理事）

テーマ：本人が自分らしく生きていくために必要な意思決定支援の仕組みと実践とは？

- ・本モデルの関係性濫用のけん制効果と意思決定支援の充実効果について
- ・本モデルの課題と全国的普及を進めるための「フォロワーシステム」について

パネリスト

石山 裕子（大川市福祉事務所地域福祉係係長）
大地 裕介（豊田市社会福祉協議会・豊田市成年後見支援センター長）
木本 光宣（特定非営利活動法人ユートピア宮理事長）
袖山 啓子（日本財団公益事業部）
永田 祐（同志社大学社会学部教授）
水島 俊彦（SDM-Japan副代表理事）

前回のパネルディスカッションの様子



17:15～17:25（10分）

閉会の挨拶

日本財団常務理事 吉倉 和宏

17:25～17:30（5分）

第二部アンケート／事務連絡

17:30 閉会

豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト
第2回全体委員会議事録

第2回 豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト全体委員会議事次第

日時：令和5年11月21日（火）13：00～14：00

会場：オンライン（zoom）

1. 開 会

- 資料確認
- 熊田委員長あいさつ
- 本日の出欠状況

2. 議 事

（1）令和5年度のプロジェクトの進捗状況等について（報告）

- 「豊田市地域生活意思決定支援事業」の進捗について
- 各ワーキング・グループの進捗について

（2）令和5年度のシンポジウム開催（案）について（協議）

（3）英国・エセックス大学サマースクール参加結果について（報告）

3. その他

4. 閉 会

○加藤担当長 令和5年度第2回全体委員会を開会いたします。

私は、豊田市福祉総合相談課担当長の加藤と申します。よろしくお願いします。

それでは、お手元の次第に沿って協議を進めてまいります。

まず、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料としては、次第のほか、次第の裏面に記載したとおり5点の資料になります。

あと、本日の会議になりますけれども、公開により実施という形になりますので、あらかじめ御了承ください。

では、初めに本プロジェクト全体委員会の熊田委員長より一言御挨拶をお願いします。

○熊田委員長 委員長を仰せつかっております熊田です。

本日、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今日は、今年度2回目の全体委員会ということになります。今日は中間報告をしていたいただきまして、このプロジェクトの進捗状況を皆さんと共有できればと考えております。時間も短く、短時間ということで予定しておりますので、意見交換というよりは進捗状況の確認、それに関する質疑という形で進めさせていただくことになるかなと思います。

今日もどうかよろしくお願いいたします。

○加藤担当長 続きまして、本日の出欠状況と委員紹介に移ります。

委員の皆様につきましては、資料1の委員名簿のとおりとなります。

なお、本日、阪田委員については欠席ということで御連絡いただいております。あらかじめ御了承ください。

リモート参加における発言の方法ですが、御発言される場合は挙手または「手を挙げる」ボタンでの意思表示をお願いいたします。発言者は、委員長からの指名に基づき御発言をいただくようにお願いします。

では、以降、熊田委員長に会の運営をお任せいたします。よろしくお願いします。

○熊田委員長 それでは、よろしくお願いいたします。

私のほうでこの会議の取り回しをさせていただきます。

まず初めに、会議運営のルールの確認を毎回ですけれどもさせていただきたいと思えます。事務局、お願いいたします。

○安藤委員 事務局の豊田市の安藤と申します。よろしくお願いします。

資料、今、画面共有していただいたものとか、パワーポイントを印刷したものを御覧いただければと思います。

資料2ページです。運営ルールということで、毎回の確認となっております。恐縮です。

会議では、何々さんと呼ぶことでお願いしたいと思えます。

御本人さん主体、御本人さん中心で考えるような御発言をお願いいたします。

できるだけ専門用語は分かりやすく言い換えたりとか、説明を加えていただくような形で、皆さんいろいろな立場の方が分かるような御説明、御発言をお願いしたいと思います。

今回、意見交換がメインでないというお話がありましたけれども、御質疑だとかそれを踏まえたコメントについても、お一人3分ぐらいを目安としてお願いできればなと思います。そのことで皆さん全員が発言なり質問とかができるような環境、言いやすい環境をつくっていきたいと思います。

簡単ではございますが、以上です。

○熊田委員長 ありがとうございます。

それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。2番目の「議事」です。

まず初めに1つ目、「令和5年度のプロジェクト進捗状況等について」、事務局より報告をお願いいたします。

○安藤委員 お願いします。引き続き豊田市の安藤から、まず本市における取組状況、本体事業のお話をさせていただいて、各ワーキングの御報告をいただくというような流れになっております。

引き続きの資料で、まず5ページですけれども、これはもう従前より御案内の本事業のスキームでございます。皆さん一応御理解いただいているかと思しますので、割愛させていただきます。

続きまして、6ページからが今の進捗を示す資料になっております。昨年度から続けてきたモデルケース2ケースに加えて、現在4ケース開始しているものであったりとか調整をしているものがありまして、全体で6ケース動いているような状況になります。

こちらの表なのですが、各ケースの方々の属性というか特性を少しお見せしているような表になります。年代も30代の方から70代の方がいらっしゃるりとか、御高齢の方から障害のある方とか、お住まいも在宅とか施設とか、一定程度落ち着いている方とか、何らかの環境変化がある方とか、あと成年後見制度が少し変わる可能性があるというところで、そこも見据えた検討を行うために、後見制度を使われている方についてのケースも取り上げているところでございます。

このような形で、単に数を増やすというよりは、バリエーションを豊かにしていく、その種類を多くして、いろいろな可能性だとか、場合によっては課題だとかを確認していくことを主眼に置いて今、増やしているところになります。

7ページは昨年度から続けているケースになります。少し見せ方は変えていますけれども、これまでと同じような情報になっておりますので、今回は割愛させていただきます。

8ページです。御高齢の方のケースについて進捗が幾つか見られるものもあったので、御報告させていただきたいと思います。

市民の目線ということで、フォロワーさんが関わったことによって、御本人さんが他者への思いやりがすごく強い、できる方というか、そこに強みがある方ということがより分かってきたということとか、あとは何か月か前から、10月にやった豊田市のお祭りを見に

行きたいということで、その希望を少しずつかなえていくというような寄り添いをして、実際、10月14日だったと思いますけれども、「挙母まつり」という豊田市のお祭りに御本人さんが行くことができたというところになります。

右側の関係性の濫用ということで、サービスを受けている、受けていないというところの関係によって生じる濫用に関しては、夏なのに長袖を着ているから寒いのではないとか、あとはお金の状況を初めて御本人さんが知ることができていたとか、要は市民の目線からもいろいろな状況を福祉のサービスなり金銭管理の状況というところを見ていただいているというような、その気づきというのがこういった活動から見えてきているということになります。

9ページについては、金銭管理の状況とか監督の状況を示しておりまして、7月にも監督をしまして、特に指摘事項はなく、前回の御指摘事項も修正されているというような状況でございました。

めくっていただいて、障害のある方の昨年からの継続ケースですけれども、こちら10ページはこれまでお出ししている情報です。手術をするかどうかというところなんです。悩まれたところに寄り添ったというような事例になります。

今回共有させていただきたいのが11ページになります。この方、ちょうど5月ぐらいから一人暮らしに移行されて、いろいろなことを自分自身で覚えていく中で、おみそ汁を作るというところなんですけれども、インスタントでは駄目なのかどうかというところを御本人さんが悩まれて、自分で作ったほうがいいのかということもフォロワーさんと寄り添って、実際にヘルパーさんがその部分を、作り方を教えてくださって、おいしいおみそ汁を飲むことができたよとか、あとは御本人さんの変化を見た地域側の変化ということで、スーパーの方のやり取りとか店員さんのやり取りが少し変わってきたというところが、御本人さんの様子だとかを見られたところが変わってきているというところになるかなと思います。

11ページの右側については、直接金銭管理をする事業者さんとか福祉サービスをする事業者さんとの関係ではなくて、仕事ということで、この方は一般就労されていますので、企業との関係の中で仕事が思うようにできないというところで、それが何でできないのかなというところを一緒に話して、フォロワーさんが別に解決するわけではなくて、我々の権利擁護支援委員会のほうに相談していただいて、施設長さんにつないで、施設長さんが間を持ってください、会社とお話できたよというような、そのような事例になります。

上司の方に相談をしていいのかどうか分からなかったとか、なかなか言えないというところから発生している事例になるかなと思います。そこについてフォロワーさんが声を聴いたりとか気づいたことで、今ではエレベーターを使いながらスムーズに仕事ができるように復帰されているという事例になります。

12ページも監督なり金銭管理の状況を整理した表になりますので、引き続き適切な管理をしていただいているというところがあります。

13ページからが先ほどの見取図、星取表で見た新規ケースの概要を示しているものになります。

ケース③番というのが、身寄りのない高齢者の方が在宅から施設に移るときと併せてこの事業を使おうとしているものになります。

事業の効果としても、これまでであれば単純に身元保証サポート事業とかを使っていたかもしれませんが、そういう団体さんを利用していたかもしれませんが、本人の意思決定を含めて支えられる支援体制をつくられているのではないかなと思いますし、ここは特養の方が日常的な金銭管理をして、大口の通帳だとかを保管しておくのは社協さんのほうにお願いしながら、分担しながらやるというような体制をつくっています。

フォロワーさんに関しては、後ほど報告しますが、先月なり今月に開催した講座の修了生を今、マッチングの調整を進めているということになって、利用が開始され始めているというケースになります。

13ページのケース④番、右側については、65歳を迎えて介護保険のほうに切り替えていく段階の方のケースになります。基本的なサービスに関しては介護保険のほうに切り替えていくのですけれども、これまで障害福祉サービスを使ってきた方でもあるので、その人に日常的な金銭管理をお願いして、引き続きの関係性を保つことによって、さらにはフォロワーさんが入ることによって、御本人さんがよりよい望む生活ができるのではないかなというケースになります。このケースの方については保佐人さんがついておりますので、要は成年後見制度との役割分担というところも見えていくことが可能なケースではないかなと思っています。

先日、熊田さんとこちらの保佐人さんに説明していただき、今、契約書のひな形を保佐人さんがチェックされて、このサービスが本当にどうかなというのを見ていただいているというような状況になります。

14ページ、ケース⑤番に関してです。こちらは御高齢の方で、在宅で暮らされている方ですけれども、統合失調症、精神障害もあり、少し新しいものだとか新しい人との関係性を築くことがなかなか難しい方ではあるので、逆にいろいろ寄り添うことによって、意思決定を相談できるような環境とかをつくっていったほうがいいのではないかなというところから始まっていくことになります。

こちらももともと後見人さんがついてはいるのですけれども、後見人さんとしては通常の財産管理をしているだけの状況になっていますので、日常的な部分を小規模多機能の居宅介護支援事業所をお願いしながら、フォロワーさんが入っていくという形をつくってこうとしています。

御本人さんがなかなか受入れがすんなりいくタイプではないので、今、丁寧に信頼関係を築きながら、フォロワーさんにもどういった方になっていただけるといいのかを考えながら進めているところでございます。

最後、ケース⑥番です。こちらは今までとは違う形のケースになります。親亡き後、将

来身寄りを頼ることができなくなるというような状況ですので、それへの準備というようなケースになります。比較的若い30代の方ですけれども、グループホームに入っているやっって、日中は生活介護を利用している。もともとそのグループホームを経営する法人さんが、ジュースとかお菓子を買うような小遣いは預かっているの、その幅を広げられないかというような話になります。

この場合、歯ブラシとか下着とかの生活用品が足りなくなると、今、親御さんがそれを買ったりとか、家のものを届けているのですけれども、親御さんとしても将来そういったことができなくなったときにどうしようということで、そこも併せて検討できると、お金の範囲を広げながら、生活用品をどう購入していくかみたいなのところも含めてやれるといいのではないかなと思っています。

午前中もこのケースについていろいろ議論していたのですけれども、1つ効果、この事業を使う意味としては、親御さんが元気なうちからフォロワーさんが関わることで、親の方が見られてきたものが共有できたりとか引き継ぐことができるでしょうし、あと、引き継ぎとかそういう話だけではなくて、新たに意思決定支援をする人が関わることによって、それぞれ親の方とか相談員とか支援者に見せる顔が御本人さんは違いますので、新しくそういう方が増えることによって、いろいろな幅だとか、もしかしたら皆さんが気づいていないことにフォロワーさんが気づくとかいうことで、そういう意思決定の可能性が広がるよねというところで使う意義があるのではないかなと思います。

さらに、グループホームが今、親御さんをお願いしている日常の生活用品を買ったりとか届けたりするのが、実は高齢者の緊急入院のときにも同じような状況が生まれますので、こういったところを仕組み化するようなことができれば、実はこのケースだけではなくて、高齢者の緊急入院のときの支援にも波及することができるのではないかなということで、今、社会福祉法人さんのほうに御相談を仕掛けていっているところになります。

モデルケースの進捗については以上で、最後、私のほうから、先日行ったフォロワーさんの導入講座について簡単に概要を説明させていただきます。15ページのスライドになります。

フォロワーさんの導入講座を開始しまして、先月と今月にわたって実施しました。結果としては、約50名の方に参加していただきました。半分ぐらいは市民後見人の関係の方ですけれども、逆に半分ぐらいはその関係ではない方に来ていただいたりとか、あとは女性の方が非常に多く集まって、すごく関心の高いことを皆さんがおっしゃっていただいたということになります。

講座の修了生の方は、先ほど申し上げた4ケースとかに実際に入っていたりとか、あとは市民後見のほうがいいなという方は来年の講座を案内したりとか、そのようなものはちょっとなじまないなという方は違うボランティアを案内しながら、いろいろな活動の幅を広げていきたいなと思います。

16ページ、17ページは実際にやった講座のカリキュラムの概要になっておりますので、

また御覧いただければと思います。

17ページはその様子の写真になります。

私のほうからは以上です。

続いて、ワーキングの御報告をお願いいたします。

○熊田委員長 続いて、ワーキングの御報告をお願いできますか。

○名川委員長代理 では、続けて名川のほうから申し上げます。

研修ワーキンググループについては、これと別紙、もう一枚の縦のチラシ1枚で説明をさせていただきます。

こちらは前回も御覧いただきました表ですけれども、実際に行ったものも含めて修正をしております。青が、意思決定フォロワーが関わっているもの、それ以外が、上半分がいわゆる市民後見人の養成講座、下のほうが豊田の皆様、それから支援に関わっている皆様も広く対象として行っている講座ということになります。

これまで先ほど言ったフォロワーの導入講座をさせていただいておりますけれども、この後、実際の活動が始まり、それから、2月13日にはフォロワーの実践講座が行われる予定です。

それから、継続的にフォロワー実務支援研修として行っているのが、現在2名でございます。私もアドボケイト、権利擁護支援委員会がずっとケースとして継続しているのが2名でございますので、その方々については面接による継続的なフォローアップを行うと同時に、並行して行っている各種講座のほうへの参加をしていただきながら、いろいろな観点からのスキルとか取り組み方とかを学んでいただくようにしております。

今後、それらのことをまとめまして、午前中にも少し議論はあったのですが、実際の関わり方とかをピンポイントに検討するなどのことも行っていきたいと考えており、それが細い線に出ている部分ということになります。

それから、下のほうになりますけれども、既に意思決定支援基礎研修を8月31日に行っております。今後は意思決定支援スキルアップ研修といたしまして、1、2月に幾つか計画をしており、豊田市内の皆様と、オンラインについては全国対象で実施をさせていただこうと思っているものでございます。

これについては別枠のチラシのほうを御覧いただきたいと思います。大体中身についてはできているのですが、応募の仕方のみまだ定まっておりますので、そこら辺は御容赦ください。

このようにいろいろな方に向けてということでやっておりますので、意思決定支援なりなんなりでこのような困り事あるいは不安、疑問などがあった場合には、それぞれに対応する研修があるよということでお伝えをしております。

裏面を見ていただきますと、上のオレンジ色がいわゆる対面でございますので、これは会場が豊田市ということですので、豊田市の方々が専らになるかなと思います。

真ん中のほうの青い部分についてはオンラインでございますので、これについては希望

される方はいろいろな方に参加いただけるのかなと思っております。

中身としては、私どもSDM-Japanのほうでずっと形成をしております幾つかのプログラムに参加いただくという形になっております。

研修からは以上のとおりです。

○水島委員 それでは、私のからアドボケイトワーキングの取組状況について報告いたします。

アドボケイトワーキングでは、現在も御活躍されていらっしゃるフォロワーの仕組みについて、今後、様々な地域でもし発展させていくとしたらどのような体制のあり方があるのかといった議論なども進めているところでございます。これはあくまでも素案でございますけれども、例えば、現在の豊田市における取組は、どちらかというところBからCの中間辺りに位置しているであろうと考えられます。それぞれの自治体の規模等によって、どの段階を目指して始めていくのかは様々あるだろうということで、このようなモデルを提示し、検討しているところでございます。

これは今年度だけの取組というよりは、来年度以降の取組にも関わる話ではございまして、豊田市の中でしっかりと取り組んできたモデルを、さらに全国に発展させていくためにどのような仕組みが必要なのか、この辺りを検討しているところでございます。

現在はフォロワーの継続的なサポートを中心に行っているものの、「アドボケイト」に関するワーキングでございますので、本来的には独立アドボケイトと呼ばれる、アドボケイトとして独立した形でご本人にアプローチをしていく運用も場合によってはあり得るであろうと考えています。特にご本人の意見と事業者の意見が対立し得る、あるいはご本人の意思の酌み取りが非常に難しいようなケース等の場面においては、アドボケイトがフォロワーと一緒に動くというようなこともあると思われます。

現在はまだ素案の検討状況でございますけれども、今表示したような4つの観点をしつかりと学べるような研修を検討中です。全部の研修を新しく作るというよりは、既に先ほどの研修ワーキングの中でも作られた研修を受講いただくなど、既存の研修にうまく引きつけつつ、プラスアルファという形でアドボケイトになっていくための研修を併せて検討しているところでございます。

では、評価ワーキングの森地さん、お願いします。

○森地委員 評価ワーキングでございます。

評価ワーキングはこの間、2度ワーキングを開かせていただいております。

今現在の状況といたしましては、ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価という、つまり豊田市の事業を行うに当たって、実際的な対象の方にニーズがあるのか、実施しているところでのプロセスが適正なのか、そして、その効果があったのかというところを見ておりますが、その3つの評価に関しての評価項目を確定しております。

詳しくはその下にございますので、よろしければ御覧いただければと存じますが、それぞれの役割ごとに本人、あとは事業所、委員会、フォロワーということで評価できるよう

にしております。

今後といたしましては、こちらに関しては本事業の実施に関する部分、特に実施効果に関する部分になっておりますが、併せてこの事業自体の評価指標もつくっていただければと考えておりますので、引き続きその点につきましては協議いたしまして、また次回以降の全体委員会で報告させていただきます。

以上となります。

○水島委員 ワーキングからは以上でございます。

○熊田委員長 ありがとうございます。

事務局から今、御報告いただきましたが、今のプロジェクトの進行について確認したいこと等があれば、遠慮なく御質問をお願いいたします。

まだ中間報告ということで、これから5か月あるものですから、今後の方向性についての御意見でも構いません。何かあれば御発言をお願いいたします。

いいですか。

それぞれ御報告されて、今の流れの中で進めていただくということでよろしいでしょうか。特にこういう点を確認したいとか、ありませんか。

どうぞ。

○枅方委員 ありがとうございます。

日本財団の枅方と申します。ありがとうございます。

6 ページのケース分類についてなのですが、新規モデルケースということで、増やしていきたいということで御説明をいただいているのですが、これは人が違えばいいですか、様々バリエーションはあるかと思うので、言ってしまうと何でも新規モデルにはなり得るのかなと思っているのですが、このように整理はされているということで、非常に分かりやすいなと思っています。

一方で、指標という分類の仕方といいますか、これは十分に議論をされて設定されているのかというところ。要は目的の部分、どのような目的でこれが設定されているのかなというところを知りたいなと思いました。つまりは、今後このケース③から⑥、もしくはほかの新しいモデルケースみたいなものが出てきた場合に、それを何のバリエーションを持って新規モデルケースと言っていくのかみたいなのところ、この指標を今後増やしたりだとか、検討していくという可能性があるのかどうかというところをお伺いしたいなと思いました。お願いいたします。

○安藤委員 ありがとうございます。豊田市の安藤のほうから御報告させていただきたいと思います。

今おっしゃっていただいた分け方について深く議論がされているかといったら、正直そういったところではございません。

ただ、この分け方をした意図、目的とおっしゃっていただいた部分についてそれぞれコメントさせていただくと、まず、高齢なり障害なりということで、いわゆる医学モデル的

に認知症だからとか、障害だからというふうに入らないというのは前提の上ではございますが、一定程度意思決定だとか金銭管理に不安を抱える方というのはこのような属性の方が多いので、単に高齢者だけのケースをやるとか、障害者の方だけではなくて、どういった方たちがこの意思決定支援だとか金銭管理に悩まれているのかというのを見るために、一定の疾病だとか障害の幅を持たせるためにこのプロットしているわけでございます。

2点目の居所については、これも考え方によりけりかなと思っていて、在宅であるといろいろな生活の幅が広いのかなと思いますので、意思決定の範囲というのが単なるお金の話だけではなくて、今日も御報告しましたけれども、手術の話とか御飯の話とかいろいろな話が出てくることもあります。

一方で、施設のほうであれば、サービスの仕方だとか、そこの支援者との関わり方というところに重きが置かれてくるのかなと思いますので、意思決定の支援の部分をもの辺に着目していったらいいのかを見るために、在宅なり施設なりというのを分けて考えるべきだと思ひまして、このように偏らないような形にしています。

その中で、まさに意思決定支援に重要になってくる様々な環境変化に置いたときに、御本人さんの揺れ動く気持ちだとか、そこのグラデーションだとかを見るために、本当に落ち着いているケースだけではなくて、何らか環境が変わるタイミングというのは意思決定だとかお金もかかったりする部分がありますので、その様子を見るために、環境の変化があるのかなのかということも見ています。

最後に、後見制度の利用ありなしに関しては、今、民法の改正に向けた議論がされておりまして、成年後見制度が必要性・補充性ということで、適宜、必要な範囲で必要な時期に限って使う制度になれば、そうではない時期にこういった制度を使う可能性が出てきますので、そことのすみ分けであったりだとか、後見人さんの役割という部分がどこまで要らなくなるのかなというのを検証することもできるということで、後見制度を使っている、使っていないというのも分けているところでございます。

今申し上げたとおり、それぞれ一個一個には目的があるのですけれども、トータルとしてしっかり議論をしてこういう分類分けをしているかといったら、まだ今はその段階ではないというような状況になります。

以上です。

○枡方委員　ありがとうございました。よく分かりました。

次のケースを増やしていくに当たってといいますか、もしくは3年間プロジェクトをやっていきますよというところで、評価の部分にも関わるのかもしれないのですけれども、どういった人をケースとして取り入れていくのかというところと、アウトカムということでしたけれども、どのように評価していくのかというところで、かなり重要な分類かなと思っておりましたので、また引き続き御検討いただいて、教えていただけると助かります。

ありがとうございます。

○熊田委員長　ありがとうございました。

ほかに今のに関連して何かあれば、いいですか。

今、安藤さんもおっしゃったのですけれども、とにかくいろいろなパターンをいろいろな要素の中でやってみて、今はとにかくいろいろなケースごとにいろいろな問題点とかいろいろ検討しなければいけないことを洗い出して、恐らく最後はもう一度これを統合してという感じのイメージなのかなという感じを持ちます。

結構こういう分野の仕方を、私が今関わっているものでも、高齢者、知的障害、精神障害で、ここに身体障害を入れるかどうかという議論が一方であります。それから、在宅の場面、施設入院の場面というのがあって、あと今回も意識はされていますけれども、身寄りのある方、身寄りのない方という分類があって、次、判断能力が十分な方、判断能力は不十分だけれども成年後見を使っている方、判断能力が不十分で成年後見も使っていない方みたいな感じで、そういう要素をいろいろ当てはめていくと、恐らくモデルケースの中でも今後またそういうところに落とし込んだ例をいろいろ安藤さんたちのほうで検討されるのだと思います。そういうのをとにかくいろいろやってみて、それで全体像をつかんでくという、そんなイメージなのかなという感じもお話を聞いていて思いました。

先ほど申し上げた中に、お金のある人、お金のない人、資産のある人、資産のない人というのも一つのファクターになるかなという感じを持ちます。そうすると、全部掛け合わせるとかなりの数の分類になるのかなというイメージを少し持ったりしました。

何かほかに御質問はございますでしょうか。

永田さん。

○永田委員 永田です。よろしくお願いします。

ちょっと個人的な関心も入ってしまうのですけれども、新規のモデルケースということで、13ページのスライドと14ページのスライドで御紹介をいただいているところなのですが、1つはケース③が紹介されています。ケース③の方は、御本人が意思決定ができる方で、要介護は4で、生活保護を受給されているという方なのですけれども、この場合に、事業利用の効果のところで、これまでであれば身元保証サポートを利用することが必要だったかもしれないと書いていただいているのですが、今回、施設入所に当たって、この事業を利用していたからかどうか分からないのですけれども、どういうやり取りがあったのか。つまり、保証人がいらっしゃらないような状況だったと思うので、そこで施設さんとどういうやり取りがあったのかということと、本事業との関係が何かあるのかというのを1点教えていただきたいということです。

それから、これは確認になるのですけれども、進捗状況のところで、社協の生活支援員の派遣事業と書いてあるのですけれども、豊田市さんでは日常生活自立支援事業の少し横出しみたいな事業をされているという理解でよろしかったでしょうか。通常、日自の場合、多くのところで施設を利用している方は使えないことが多いと思うのですけれども、社協さんのほうで何か少し横出し的な事業をされているのかどうかを確認のため教えてください。

3点目が、それと併せて、ケース⑥で生活用品をやりくりするようなことが仕組み化できればというお話があったのですけれども、私はこれはすごく重要だなと思っていて、つまり、身寄りのない方なんかは特にそうだと思うのですけれども、入院、入所のお金の話とか、そういうのはクリアできても、ふだんの希望をかなえていくようなところが実際に難しく、そこの事実行為みたいな、実際に買物をしてもらうとかそういう行為自体が結構難しいというのはよく聞く話なので、事業からのスピノフにはなるのですが、この辺はぜひ何か具体的な社会資源の開発みたいなのところにつながっていくといいなと思ったので、その点ももう少しあれば御紹介いただければと思います。

以上です。

○熊田委員長 今の御質問に対して、安藤さん。

○安藤委員 分かりました。一旦私から説明させていただいて、社協の事業のことについては社協さんから補足いただくという形にしたいと思います。

まず、1点目のケース③について、御本人さんの御意向だとか意思ははっきりはされているのですけれども、一時的に心身の状態が低下していたので、最初、入所の契約とかショートステイの契約とかが本当に大丈夫かなみたいな話があったのですが、そこは市の職員、生活保護のワーカーと我々が立ち会いながら、いろいろな説明だとかを丁寧にして、御本人さんの分かる言葉とか、時間をかけながらお話をさせていただいて契約を締結した。ここのスピード感を急げば急ぐほど、代理人ではないのですけれども何か立てて、代わりの人がやってくださいというふうになっていってしまうので、その辺はまず丁寧にやらせていただいた。

2つ目ですけれども、現在も医療面については調整中のところもありますけれども、金銭管理とか通院とか死後とか、困ることを全て誰かに任せるのではなくて、分けて、それぞれのどのようなやり方ができるのかなというのを検討しました。お金の管理の部分については、この事業を使えば対応できるのではないかと、わざわざ成年後見というようなレベルの方でもないで、そのようなことができるのではないかなと。

ただ、ここの施設自体は、通帳とか印鑑というような大きな財産に関わるようなものについては預かれないということだったので、社協の別事業でその部分だけ補完をしてもらうというような選択ということで、どこかに任せるのではなくて、この部分は施設がこの事業で、この部分は社協の事業を使って補完するというようなやり方ということで、求められるものを切り分けながら丁寧な調整をしているということでもあります。

まだ具体的には調整できていないのですけれども、今後例えばACPだとかお亡くなりになるときにどうしていくのかみたいな話をいろいろな関係者としていくことによって、本人さんも希望されていないので、わざわざ身元保証の団体さんを使わなくとも、施設に入るときに施設側も安心して受入れをしていただけるような体制がつくれているのではないかなと思います。

社協の事業は後ほど追加で話していただくとして、ケース⑥のほうを先に私のほうから

お話しさせていただきたいなと思います。生活用品のやりくりということで、このケースの場合は親御さんが今、買ったりとか、家のものを届けていたりしますので、別にそういうふうによれるときはいいかもしれませんが、そうではなくなったときというところ、これは障害の親亡き後もそうですし、高齢者の緊急入院のときも非常に課題になってくるとというのが永田先生の御指摘かなと思います。

ここに関しても、今、本当にまだ検討を始めた段階なのですけれども、それこそ永田先生は御存じの参加支援プロジェクトとかのいろいろな事業所さんに役割分担をしながらやることができないかなというような投げかけであったりだとか、あとは地元の商店さんとか生活協同組合とか、そのような人たちにも協力してもらえないかなということで、どこかに買って届けてという、そこはセットでお願いするのではなくて、ちょっと分けながら対応できないかなというのを検討し始めているという段階になります。なので、成果が上がるかどうか分かりませんが、考え方としては、親とか施設が困るもの全部を誰かに任せるのではなくて、そこを切り分けて両ケースとも整理をさせていただいているというような状況になります。

生活支援派遣事業だけ社協から補足をお願いしたいと思います。

○八木委員 豊田市社会福祉協議会の八木です。

御質問のあった生活支援派遣事業ですが、永田さんが言われたとおり、日常生活自立支援事業で受けられない方を豊田市社会福祉協議会が独自で行っている金銭管理事業になります。

内容としては日常生活自立支援事業とほぼ同じで、対象者が違うというところになります。身体の方であったりだとか、日自を受けられないような方たちを対象にしている、今回、このモデル事業のこの方が対象かどうかといったときに、正直、モデルのモデル的な形で、社協で財産管理というのを今後やっていく必要があるのではないかとということで、生活支援派遣事業の対象者ということで、みなしで対応させていただくということで、正直モデルのモデル的に今回のモデルケースはやっていくという形になる可能性は高いかなと思っています。

以上になります。

○熊田委員長 ありがとうございました。

永田さん、何かありますか。

○永田委員 ありがとうございました。すごくよく分かりました。保証機能みたいに言われていることを多機関が共同して担っていくみたいなモデルができそうだなと思って、すごくいいなと思いました。ありがとうございます。

○熊田委員長 ほかに何か御質問ございますか。よろしいですか。

引き続いて、議事の2つ目に入ります。「令和5年度のシンポジウム開催（案）について」、協議ということでお願いいたします。御報告は水島さんからです。

○水島委員 では、シンポジウムの開催（案）をお示ししながら、皆様の御意見をいただ

いてと思っております。

今、表示いたしますので少々お待ちください。資料4でございます。

現在、こちらに表示されているように、昨年から始めている意思決定支援実践シンポジウムの第2回ということです。今回の主題としては、先ほどアドボケイトワーキングでも少し御紹介させていただきました豊田モデルをさらに発展させて、全国に届けられるようなフォロワーシステムのモデルにしていく、その可能性を模索していこうということで、タイトルもそのような形になっております。本人の心からの希望や価値観、意思決定を支持するフォロワー、そしてそれを支えるシステムの可能性と、このようなコンセプトでございます。

趣旨はこちらに書いてございます。また、昨年は対面、オンライン合わせて245名の方に出席いただきました。

今回はフルオンラインということで、配信会場を東京に設けまして、そちらに原則として登壇者の方にお集まりいただき、そして全国に発信していく、このようなスタイルで検討しているところでございます。

日程は奇跡的に登壇者の方々がほぼ可能な日程ということで押さえておりまして、会場なども押さえているところではございます。2月23日の1時から5時半までということで、ぜひライブで皆様、御参加いただきたいところでございます。

申込方法その他の方法については、また後日、準備ができれば御案内していくということでございますけれども、現状としてこのようなスタイルになっております。

ここから協議という部分でございますけれども、このプログラムの全体を御覧いただきますと、昨年の構成にやや変更を加えたものとなっております。第一部、第二部という構成は全体像では変わりませんが、まずは全体の趣旨説明ということで、名川さんから話をいただき、その後、第1回のときは厚生労働省社会・援護局の成年後見制度利用促進室長からの基調講演でございましたけれども、今回は今こちらにいらっしゃる永田さんに、仮タイトルではございますけれども、このようなタイトルでお話をいただき、その後、それぞれの三者連携における取組ということで、改めて現在の進捗等をお話しさせていただく流れでございます。

その後、休憩ということで、第二部に移りまして、まだ確定ではございませんけれども、ここでは実践報告ということで、豊田市だけではなくほかの地域でモデル的に事業をやっている大川市の方に御参加いただいて、サポーターを支える仕組みのほか、ITも使いながらやっておられるということで、その点のご報告をいただく予定です。その後、パネルディスカッションと題しまして、コーディネーターは名川さん、テーマとしては、少し大きめのテーマになりますけれども、意思決定支援の仕組みと実践というものを想定しています。特に現在整理されているものとしては、モデル事業における関係性濫用のけん制、それから意思決定支援の充実と、既に皆さんもフォロワーさんの動き方によって様々なそういった効果というものが上がってきているということは御理解いただけるかと思いますが、

そういった効果をしっかりと高めていく。そして、持続可能で、かつ、いろいろな地域で、それこそ小規模な地域でもやっていける、そういったシステムを素案として出して、それを皆さんに議論いただくというような形で、それぞれの主体の方々に御参加いただいております。

そして、閉会においては、昨年も御挨拶いただきました吉倉常務にお越しいただく予定でございます。

全体としてはこのような構成内容になっておりますので、皆様、この点についての御意見等をいただければと存じます。お願いいたします。

○熊田委員長 水島さん、報告ありがとうございました。

今の御説明がありましたシンポジウムの開催（案）について、御意見のある方はお見えになりますでしょうか。

よろしいですか。

こういう方向で進めるということ、もちろん微調整はあるということは前提とした上で、今の御報告で何か御質問等がなければ、この方向で進めるということについて、今日の委員会で一応承認というか確認したということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○熊田委員長 では、主催者側のほうでこういう方向でシンポジウムの準備を進めていただくということで、よろしくをお願いいたします。

○水島委員 分かりました。

また周知の関係では皆様に御協力をお願いすることもあるかと思っておりますので、何とぞ皆様よろしくをお願いいたします。

○熊田委員長 議事の2番目を終了したとして、次、議事の3番目について、「英国・エセックス大学サマースクール参加結果について」、これは御報告ということで、これも水島さんでよろしいのでしょうか。お願いいたします。

○水島委員 これはSDM-Japanの小杉より御報告をさしあげる予定でございます。

○熊田委員長 お願いいたします。

○○○ 皆様、英国のエセックス大学で今年の8月に開催されましたサマースクールについて御報告させていただきます。SDM-Japanのコスギと申します。

このサマースクールは、豊田市で実施されているプロジェクトについて、意思決定を支援するための体制づくりや実践状況について発表する機会でございます。

まず、概要から御説明申し上げます。

サマースクールは、エセックス大学を会場に、8月9日から11日の3日間開催されました。

参加者については、障害者権利条約の第12条を根拠とする意思決定支援に取り組む研究者に加え、アドボケイト並びに社会福祉や司法の専門職などで、ヨーロッパを中心にアジア、北アメリカを含む13の行政地域から約50人が参加しました。日本からの参加者は11名

でした。資料は10名となっておりますが、11名に御修正をお願いいたします。内訳は、弁護士、研究者、特別支援学校教員、社会福祉士、女性団体の職員で構成されておりました。

サマースクールのスケジュールをこれから投影させていただきます。

サマースクールの冒頭で、主催者のウェイン・マーティン教授から問いかけがありました。インクルーシブな新しい法的能力の仕組みをつくるためにはどうしたらいいか共に考えましょうということでした。それは高齢者や障害者の権利を尊重しつつ、これまで社会において完全な認知から認知されなかった人、排除されていた人たちのインクルージョンを最大化するための新しい仕組みをどのように構築していくかを共に考えましょうという問いかけでした。

この問いを基調として、3日間の発表と意見交換が行われました。3日間のうち、日本の参加者が発表したものをピンクと赤枠で示しております。豊田市での事業に関する発表は赤枠でお示ししています。

初日に、地域における意思決定支援の実践として、豊田市の安藤職員と木本さんによる録画での発表がございました。また、2日目には、SDM-Japanの水島副代表が「『私の人生を私として生きる』ことを支える～支援付き意思決定の確保と濫用防止の仕組み～」というテーマで基調講演を行いました。

そのほか、ピンクでお示ししているところなのですが、初日にはコミュニケーションや意思決定支援に活用できるトーキング・マットというツールがございましたが、そのツールの紹介と実践報告がございました。この発表の中で、日本の認知症高齢者のお住まいとケアに関係する事例を豊田市事業のアドボケート委員でもありますSDM-Japanの本間奈美さんが行いました。

また、2日目にはSDM-Japanの名川代表がパネリストとして登壇し、相模原であった殺傷事件のもとになった施設職員に対して、SDM-Japanが研修をさせていただいているのですが、その内容が報告されました。

枠では示していないのですが、皆様のお手元の資料の中には、最終日にウェイン・マーティン教授の意思を認知するという項目がございまして、その中で名川代表が、日本の「意思」は何を意味するのかということをお示しされました。その中で、お手元の皆さんの資料の26ページにあるのですが、ウェイン教授が漢字の意思の「意」のという字をお示しして、これは心の音というふうに読み解けるという補足説明がございました。これに対しては、日本人の参加者から非常に驚きと共感を呼んだ場面がございました。

次、私のスライドでございまして、豊田市の事業における支援付き意思決定の豊田モデルを紹介する豊田市の安藤さんのスライドでございまして、これは日本語のものをお示ししておりますが、英訳されたものが会場では投影され、豊田市モデルをSSDと表現されておりました。これはSafeguarding and Support for Decision makingと言いまして、権利擁護と意思決定支援から成る権利擁護支援のことをSSDと表して御紹介されました。この豊田のSSDモデルについては、2日目の水島さんの基調講演の中でも言及され、受講者の多くか

ら注目を集めておりました。

次のスライドは、安藤さんがサマースクール参加者へ向けた動画発表の最後のスライドなのですが、この中で安藤さんが多くの方と意見交換をさせていただきたいとおっしゃっております。この呼びかけに応えまして、サマースクールでは複数の方からSSDモデルに関心があるという御意見を伺いました。特に障害者権利条約第12条の実践に関して世界的に有名なカナダの研究者でいらっしゃるマイケル・バックさんは非常に関心を示してくださって、市民がフォロワーになる点が高く評価されて、どのような研修をしてフォロワーとして働いているのかぜひお聞きしたいとか、このような実践と研修を通じて市民の中にアドボカシーの視点が広まると、障害のある人が地域で暮らしやすい地域づくりに貢献できるだろうというようなお話もいただきました。

最後に、豊田市事業の木本委員の動画を視聴している様子を写真に収めました。参加者の皆さんは、当事者でいらっしゃる木本さんの発表に真剣に耳を傾けていらっしゃり、多くの方がメモを取っていらっしゃいました。そして、当事者の声を反映した事業の展開には、多くの方から高く評価する声が聞かれました。

ロンドンの社会福祉の専門家である方は、イギリスの意思決定能力法におけるIMCAという役割があるのですけれども、独立意思代弁人と訳されたりしますが、このIMCAよりも豊田のSSDモデルのフォロワーにより期待できると語っていらっしゃいました。その理由は、IMCAは本人の1つの意思だけに期間を定めて支援するのに対して、SSDモデルのフォロワーは期間が制約されずに、本人が安心して話せる関係性が長く続くことを挙げていらっしゃいました。

後日談でありますけれども、SSDモデルのことを聞き及んだロンドン大学のキングス・カレッジのシュミックラー先生という方から御連絡がありまして、SDM-Japanでお話をする機会がありました。その中でシュミックラー先生は、ぜひ豊田市モデルの進捗を世界に発信してほしいと。同時に、第三者評価も非常に大切であるので、ぜひ英訳して世界に発信してほしいという希望を述べてくださいました。

以上、豊田市モデルが世界的に注目されるきっかけになった英国サマースクールでの発表の報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○熊田委員長 ありがとうございます。

今の御報告について、何か確認したいという点があればお願いいたします。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

画面を見ている限りは、特にないということによろしいでしょうか。

ありがとうございました。

時間は当初1時間ぐらいを予定していたのですが、大体そのぐらいの時間になりましたので、取りあえず議事の関係はこれで終了させていただいて、事務局のほうに進行をお戻しいたします。よろしくお願いします。

○加藤担当長 それでは、議事全てが終了しましたので、以上をもちまして意思決定支援

モデルプロジェクト、令和５年度第２回全体委員会を閉会いたします。
ありがとうございました。